

問題 0001 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 3

厚生年金保険の適用事業所について正しいものはどれか。

- ア. 法人でも常時100人以上でなければ適用されない。
- イ. 法人の飲食店は業種を理由に常に適用外となる。
- ウ. 常時従業員を使用する法人事業所は、業種を問わず原則として強制適用事業所となる。
- エ. 法人事業所は従業員全員が同意した場合だけ適用される。

問題 0002 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 2

2026年4月10日時点で、個人事業所が原則として厚生年金保険の強制適用事業所となる要件として正しいものはどれか。

- ア. 法定17業種に該当し、常時5人以上の従業員を使用すること。
- イ. 業種に関係なく常時1人以上ならすべて強制適用となる。
- ウ. 法定17業種でも常時5人未満なら必ず強制適用となる。
- エ. 個人事業所は従業員数にかかわらず厚生年金へ加入できない。

正解 ウ

- ア: 人数100人の一般要件はない。
- イ: 法人は業種を問わない。
- ウ: 法人事業所は事業主のみの場合を含め、常時従業員を使用すれば原則強制適用。
- エ: 強制適用は同意を要件としない。

総合解説: 法人が個人かは適用事業所判定の基本軸である。

正解 ア

- ア: 現行制度では法定17業種・常時5人以上が基本。
- イ: 2026年基準では業種・人数要件が残る。
- ウ: 5人以上が必要。
- エ: 強制適用・任意適用の制度がある。

総合解説: 将来の適用拡大予定と2026年4月の現行制度を混同しない。

問題 0003 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

2026年4月10日時点で、常時5人以上を使用する個人事業所でも、業種を理由に原則として強制適用の対象外となり得るものはどれか。

- ア. 個人経営の製造業
- イ. 個人経営の土木建築業
- ウ. 個人経営の物品販売業
- エ. 個人経営の飲食サービス業

問題 0004 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

強制適用事業所以外の事業所が厚生年金保険の任意適用を受ける場合の説明として正しいものはどれか。

- ア. 従業員の半数以上の同意を得て事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ける方法がある。
- イ. 事業主の口頭申出だけで直ちに任意適用となる。
- ウ. 従業員全員の同意がなければ申請できない。
- エ. 任意適用制度は法人事業所だけを対象とする。

正解 エ

ア: 常時5人以上なら法定業種として原則強制適用。
イ: 常時5人以上なら法定業種。
ウ: 常時5人以上なら法定業種。
エ: 現行制度では飲食サービス業、農林水産業等の一部は法定17業種外。
総合解説: 法人なら業種を問わず原則適用だが、個人事業所では現行法上業種要件がある。

正解 ア

ア: 強制適用外でも、労使合意と認可により任意適用が可能。
イ: 同意・申請・認可が必要。
ウ: 半数以上の同意が基準。
エ: 強制適用外事業所で用いられる。
総合解説: 任意適用では事業所全体が適用となり、希望者だけを選ぶ制度ではない。

問題 0005 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

任意適用の認可を受けた事業所について正しいものはどれか。

- ア. 加入を希望した従業員だけが被保険者となり、他は自由に外れる。
- イ. 認可後も事業所は非適用事業所のまま。
- ウ. 認可後は厚生年金保険料が不要になる。
- エ. 適用事業所となるため、適用除外に該当しない従業員は本人の個別希望にかかわらず被保険者となる。

問題 0006 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

同一会社に本店と支店があり、それぞれ独立した事業所として管理されている。厚生年金保険の適用関係の考え方として正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金は必ず会社全体を一つの事業所としてしか扱えない。
- イ. 本店が適用なら支店の従業員は届出不要。
- ウ. 原則として事業所を単位に適用関係・届出を管理するが、法人全体の被保険者数を用いる短時間労働者の企業規模判定など例外的な集約もある。
- エ. 短時間労働者の企業規模判定も各支店だけを必ず別々に数える。

正解 エ

- ア: 事業所単位で適用。
- イ: 適用事業所となる。
- ウ: 保険料負担が生じる。
- エ: 任意適用は事業所単位の制度で、認可後は法定の被保険者要件で適用。

総合解説: 『任意適用』は個々の労働者が任意に選ぶ仕組みではない。

正解 ウ

- ア: 事業所単位が基本。
- イ: 各事業所の適用・届出が必要。
- ウ: 適用事業所は事業所単位が基本だが、特定適用事業所の企業規模判定では同一法人を集約。
- エ: 法人では同一法人番号の被保険者数を合算。

総合解説: 事業所単位原則と、企業規模判定の法人単位集計を区別する。

問題 0007 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

国または地方公共団体に属する適用事業所について、短時間労働者の適用との関係で正しいものはどれか。

- ア. 国の事業所は厚生年金の短時間適用から常に除外される。
- イ. 地方公共団体は被保険者1,000人以上の場合だけ対象。
- ウ. 国・地方公共団体では週20時間要件なども一切不要。
- エ. 被保険者数の企業規模にかかわらず、短時間労働者の適用拡大の対象となる。

問題 0008 5-1 適用・被保険者 / 適用事業所 難易度 1

2026年度社労士試験の法令基準日を2026年4月10日とする場合、短時間労働者の企業規模要件について正しいものはどれか。

- ア. 2026年4月時点ですでに36人以上へ拡大済み。
- イ. 基準日現在は原則51人以上の企業等が対象であり、2027年10月から36人以上へ拡大される予定を現行要件として扱わない。
- ウ. 2026年4月時点の企業規模要件は101人以上。
- エ. 企業規模要件は2026年4月以前から存在しない。

正解 エ

- ア: 除外ではない。
- イ: 規模を問わない。
- ウ: 労働者側の要件は別途確認する。
- エ: 国・地方公共団体の事業所は企業規模要件にかかわらず短時間労働者適用。

総合解説: 企業規模要件と労働者本人の短時間適用要件は別に判定する。

正解 イ

- ア: 36人以上は2027年10月施行予定。
- イ: 2026年4月時点は51人以上。将来改正は施行日前なので現行正答根拠にしない。
- ウ: 51人以上へ2024年10月に拡大済み。
- エ: 現行は51人以上。

総合解説: 法令資格では公布済み将来改正と基準日現在の施行法を切り分ける。

問題 0009 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

適用事業所に使用される者の厚生年金保険被保険者資格について正しいものはどれか。

- ア. 原則として70歳未満の者が被保険者となる。
- イ. 原則として60歳未満だけが被保険者。
- ウ. 年齢上限は75歳である。
- エ. 年齢にかかわらず死亡するまで必ず一般被保険者。

問題 0010 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

通常の労働者より短い時間で働く者でも、一般の厚生年金被保険者として扱われる基準として正しいものはどれか。

- ア. 週所定労働時間だけが通常労働者の2分の1以上なら他要件を問わない。
- イ. 月所定労働日数が1日でもあれば適用。
- ウ. 週所定労働時間および月所定労働日数が、同一事業所の通常の労働者の4分の3以上であること。
- エ. 正社員という名称でなければ4分の3基準は使えない。

正解 ア

- ア: 厚生年金の一般被保険者は70歳到達で資格を喪失する。
- イ: 60歳以後も70歳未満なら加入対象。
- ウ: 75歳は健康保険・後期高齢者医療との関係で用いられる年齢。
- エ: 70歳で一般資格を喪失する。

総合解説: 厚生年金の被保険者上限70歳と健康保険の75歳を混同しない。

正解 ウ

- ア: 4分の3基準は時間・日数の双方をみる。
- イ: そのような基準ではない。
- ウ: 4分の3以上なら短時間労働者特例ではなく一般被保険者として適用。
- エ: 雇用名称ではなく実態を比較する。

総合解説: まず4分の3基準を判定し、満たさない場合に短時間労働者の特例要件を検討する。

問題 0011 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 3

2026年4月10日時点で、短時間労働者の適用拡大における特定適用事業所の企業規模要件として正しいものはどれか。

- ア. 将来の最終段階に近い基準として被保険者11人以上を先取りする。2032年10月からの予定。
- イ. 次段階の基準として被保険者36人以上を先取りする。2027年10月からの予定。
- ウ. 厚生年金保険の被保険者数が51人以上となることが見込まれる企業等。2026年4月10日時点の基準。
- エ. 旧基準の被保険者101人以上を据え置く。2024年10月の拡大前の水準。

問題 0012 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 3

短時間労働者が厚生年金保険の加入対象となる労働時間要件として正しいものはどれか。

- ア. 週10時間以上であること。
- イ. 週30時間以上でなければならない。
- ウ. 所定労働時間は一切問わない。
- エ. 週の所定労働時間が20時間以上であること。

正解 ウ

- ア: 2032年10月からの予定。
- イ: 2027年10月からの予定。
- ウ: 2024年10月以降、51人以上の企業等へ拡大。
- エ: 2024年10月に51人以上へ拡大。

総合解説: 基準日現在の企業規模を使う。

正解 エ

- ア: 現行要件は20時間以上。
- イ: 20時間以上。
- ウ: 明確な時間要件がある。
- エ: 短時間労働者の法定要件の一つ。

総合解説: 実労働時間ではなく雇用契約上の週所定労働時間を基本に判定する。

問題 0013 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

2026年4月10日時点の短時間労働者の適用要件で、所定内賃金について正しいものはどれか。

- ア. 月額5万円以上が要件。
- イ. 月額8.8万円要件は2026年4月時点ですでに廃止済み。
- ウ. 月額8.8万円以上が要件である。
- エ. 年収130万円以上だけを判定する。

問題 0014 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 3

短時間労働者の月額8.8万円以上の所定内賃金要件を判定するとき、原則として算入しないものはどれか。

- ア. 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる割増賃金
- イ. 契約上の基本給
- ウ. 所定労働に対応する職務手当
- エ. 毎月固定の役割給

正解 ウ

- ア: 現行額ではない。
- イ: 撤廃は2026年10月予定。
- ウ: 賃金要件は2026年10月撤廃予定だが基準日現在は8.8万円以上。
- エ: 被扶養者基準とは別。

総合解説: 基準日後の賃金要件撤廃を先取りしない。

正解 ア

- ア: 短時間適用の8.8万円判定では時間外等の割増、賞与、通勤手当等の一定賃金を除く。
- イ: 所定内賃金の中心。
- ウ: 通常は所定内賃金に含む。
- エ: 通常は算入対象。

総合解説: 資格取得届に記載する報酬月額とは算入範囲が異なる点に注意する。

問題 0015 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 1

短時間労働者の厚生年金適用における雇用期間の要件として正しいものはどれか。

- ア. 1年以上の契約が必須。
- イ. 1週間の雇用でも必ず対象。
- ウ. 雇用期間は一切問わない。
- エ. 2か月を超えて使用される見込みがあること。

問題 0016 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

昼間学生が特定適用事業所で週25時間、所定内賃金月10万円、6か月雇用見込みで働く。他の一般被保険者要件には該当しない。厚生年金の短時間適用について正しいものはどれか。

- ア. 学生であるため、短時間労働者の適用要件から原則除外される。
- イ. 週20時間を超えるので学生でも必ず短時間被保険者となる。
- ウ. 月8.8万円以上なら学生性を考慮しない。
- エ. 学生は4分の3基準を満たしても絶対に厚生年金に加入できない。

正解 エ

- ア: 旧要件は撤廃されている。
 - イ: 2か月超見込みを満たさない。
 - ウ: 短期雇用の適用除外がある。
 - エ: 2022年10月以降、通常の被保険者と同様に2か月超の見込みを判定。
- 総合解説: 旧『1年以上使用見込み』を現行制度として覚えない。

正解 ア

- ア: 短時間労働者の要件には学生でないことが含まれる。
 - イ: 学生除外も確認する。
 - ウ: 学生でないことが独立要件。
 - エ: 学生除外は短時間適用の要件で、4分の3以上なら一般被保険者となり得る。
- 総合解説: 学生除外は『短時間労働者特例』についてのもの。

問題 0017 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

複数支店を持つ法人について、短時間労働者の特定適用事業所に該当するかを判定する被保険者数の数え方として正しいものはどれか。

- ア. 各支店1か所だけを選び、その支店人数だけで判定する。
- イ. 短時間労働者本人だけの人数を数える。
- ウ. 同一法人番号に属するすべての適用事業所の厚生年金被保険者数を合計する。
- エ. 役員数だけで判定する。

問題 0018 5-1 適用・被保険者 / 被保険者・短時間労働者 難易度 2

厚生年金被保険者数が50人以下の企業等で、短時間労働者にも51人以上企業と同じ適用要件を適用したい場合について正しいものはどれか。

- ア. 50人以下の企業では短時間労働者を適用する方法は一切ない。
- イ. 事業主が一人で決めれば労使合意なく必ず適用できる。
- ウ. 任意特定適用になると一般被保険者は厚生年金から外れる。
- エ. 労使合意により、任意特定適用事業所として短時間労働者を適用対象とする制度がある。

正解 ウ

- ア: 同一法人全体を合算。
 - イ: 企業規模算定では所定の被保険者数を用いる。
 - ウ: 法人では法人単位で企業規模を判定する。
 - エ: 厚生年金被保険者数で判定。
- 総合解説: 事業所単位の届出と企業規模の法人単位集計を区別する。

正解 エ

- ア: 任意特定適用制度がある。
 - イ: 所定の労使合意手続が必要。
 - ウ: 短時間労働者の適用範囲を拡大する制度。
 - エ: 企業規模要件を満たさない企業でも労使合意で適用拡大できる。
- 総合解説: 強制的な企業規模要件と、労使合意による任意特定適用を区別する。

問題 0019 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 1

適用事業所に新たに使用され、厚生年金保険の被保険者要件を満たした者の資格取得日は原則いつか。

- ア. 最初の給与支給日
- イ. 資格取得届を提出した日の翌日
- ウ. その事業所に使用されるに至った日
- エ. 入社した月の翌月1日

問題 0020 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 2

厚生年金保険の被保険者が3月31日に退職した場合、原則的な資格喪失日はいつか。

- ア. 3月30日。退職日の前日に資格を喪失とする。
- イ. 3月31日。退職日当日に資格を喪失とする。
- ウ. 4月30日。退職月の翌月末まで資格を延長とする。
- エ. 4月1日。3月31日退職の翌日に資格を喪失する。

正解 ウ

- ア: 給与日ではない。
- イ: 届出日と資格取得日は別。
- ウ: 被保険者資格は雇用開始等の事実発生日に取得。
- エ: 原則入社日。

総合解説: 資格取得は法律上の事実発生日で生じ、届出は事後手続。

正解 エ

- ア: 退職前であり、まだ使用関係が続いている。
- イ: 退職日当日は原則として被保険者資格がある。
- ウ: 資格喪失を月末まで繰り延べる制度ではない。
- エ: 退職等で使用されなくなった場合は、原則としてその翌日に資格を喪失する。

総合解説: 退職日までは厚生年金の被保険者であり、原則として退職日の翌日に資格を喪失する。

問題 0021 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 2

5月10日が誕生日の厚生年金被保険者が70歳になる場合、70歳到達日と厚生年金の一般被保険者資格について正しいものはどれか。

- ア. 70歳到達日は5月10日で、その翌月末まで一般被保険者。
- イ. 70歳になっても75歳まで一般被保険者資格が続く。
- ウ. 70歳到達で健康保険資格も必ず同時に喪失する。
- エ. 年齢計算上の70歳到達日は5月9日（誕生日の前日）で、その日に厚生年金の一般被保険者資格を喪失する。

問題 0022 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 3

70歳以上で適用事業所に引き続き使用される者について、70歳以上被用者の説明として正しいものはどれか。

- ア. 70歳以後も一般被保険者として通常の厚生年金保険料を必ず納める。
- イ. 70歳以後に働いても年金との調整は一切ない。
- ウ. 厚生年金の一般被保険者ではないが、老齢厚生年金の在職支給停止等のため報酬・賞与等の届出対象となる場合がある。
- エ. 70歳以上被用者という制度区分は存在しない。

正解 エ

- ア: 年齢到達日は誕生日の前日。
- イ: 厚生年金の一般資格は70歳まで。
- ウ: 健康保険は別の年齢要件。
- エ: 厚生年金では70歳到達日を誕生日の前日として取り扱う。

総合解説: 厚生年金の70歳と健康保険の75歳を混同しない。

正解 ウ

- ア: 原則一般被保険者ではない。
- イ: 在職老齢年金の対象となり得る。
- ウ: 70歳以上被用者は一般被保険者資格を失うが、在職老齢年金調整のため記録・届出が必要。
- エ: 法定の届出区分がある。

総合解説: 『被保険者ではないが在職調整の対象となる者』という位置付けが重要。

問題 0023 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 3

在職中に70歳に到達し、その後も同一事業所で働く者について、70歳到達時の届出が省略できる場合として正しいものはどれか。

- ア. 70歳到達前後で同一の適用事業所に使用され、標準報酬月額に相当する額に変更がないなど所定条件を満たす場合。
- イ. 70歳になった者は条件を問わず必ずすべての届出が不要。
- ウ. 70歳到達後に別会社へ転職した場合も必ず省略。
- エ. 70歳以上被用者制度が廃止されたため届出が不要。

問題 0024 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 2

70歳を超えて適用事業所で働く者が、老齢基礎年金等を受けるための受給資格期間をまだ満たしていない場合の厚生年金について正しいものはどれか。

- ア. 70歳を超えた者は理由を問わず厚生年金に加入する制度がない。
- イ. 受給資格期間を既に満たしている者だけが高齡任意加入できる。
- ウ. 受給資格期間を満たすまで、高齡任意加入により厚生年金保険の被保険者となることができる。
- エ. 高齡任意加入は健康保険の任意継続と同じ制度である。

正解 ア

- ア: 2019年4月以降、一定条件下で70歳到達届の提出省略が可能。
- イ: 省略には所定条件がある。
- ウ: 同一事業所継続等の条件が問題。
- エ: 制度は存続。

総合解説: 手続簡素化は資格関係そのものの廃止ではない。

正解 ウ

- ア: 高齡任意加入がある。
- イ: 制度目的と逆。
- ウ: 70歳以上でも老齢年金受給資格がない一定者には高齡任意加入制度がある。
- エ: 厚生年金の別制度。

総合解説: 一般資格喪失後の例外的加入として高齡任意加入を整理する。

問題 0025 5-1 適用・被保険者 / 資格取得喪失・70歳以上被用者 難易度 2

事業主が厚生年金保険の被保険者資格取得届または資格喪失届を提出する期限として原則正しいものはどれか。

- ア. 事実発生から5日以内。資格取得届・資格喪失届の原則的な提出期限。
- イ. 事実発生から20日以内。任意継続等の別制度の期限イメージと混同する。
- ウ. 次回の算定基礎届まで提出不要。資格届を年次手続まで先送りできるとする。
- エ. 1年以内ならいつでもよい。資格届に実質的な短期期限はないとする。

問題 0026 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 2

厚生年金保険の標準報酬月額について正しいものはどれか。

- ア. 健康保険型の50等級（58,000円～1,390,000円）を厚生年金にも適用する。
- イ. 厚生年金の32等級（88,000円～650,000円）を用いる。
- ウ. 旧来・架空の30等級（98,000円～620,000円）を用いる。
- エ. 等級制度を使わず、給与実額を1円単位で標準報酬月額とする。

正解 ア

- ア: 日本年金機構は資格取得・喪失届を5日以内と案内。
 - イ: 任意継続等と混同。
 - ウ: 資格届は随時必要。
 - エ: 5日以内。
- 総合解説: 届出期限と資格取得・喪失の事実発生日は別論点。

正解 イ

- ア: 健康保険の等級。
 - イ: 厚生年金の標準報酬月額は32等級。
 - ウ: 現行等級ではない。
 - エ: 標準報酬月額の等級制度がある。
- 総合解説: 健康保険の50等級と厚生年金の32等級を区別する。

問題 0027 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 3

実際の月額報酬が70万円の厚生年金被保険者について、標準報酬月額の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 実額70万円をそのまま標準報酬月額とする。
- イ. 現行の上限である650,000円の標準報酬月額が用いられる。
- ウ. 健康保険と同じ1,390,000円を標準報酬月額とする。
- エ. 上限を超えると厚生年金被保険者資格を喪失する。

問題 0028 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 1

基本給170,000円、通勤手当10,000円、家族手当5,000円、残業手当12,500円を毎月受ける被保険者の報酬月額が197,500円である場合、厚生年金の標準報酬月額として正しいものはどれか。

- ア. 標準報酬月額200,000円（第14級）となる。
- イ. 標準報酬月額170,000円として基本給だけで決める。
- ウ. 標準報酬月額197,500円として実額をそのまま用いる。
- エ. 標準報酬月額220,000円として一律切り上げる。

正解 イ

- ア: 厚生年金には上限がある。
- イ: 実際の報酬が上限を超えても標準報酬月額は650,000円。
- ウ: 厚生年金の上限は650,000円。
- エ: 資格喪失事由ではない。

総合解説: 標準報酬月額には上下限があり、実額が範囲外でも法定等級へ当てはめる。

正解 ア

- ア: 197,500円は厚生年金の等級表で200,000円の区分。
- イ: 通勤・家族・残業手当等も報酬に含まれる。
- ウ: 等級表へ当てはめる。
- エ: 該当等級は200,000円。

総合解説: 厚生年金の報酬には労務の対償として受ける各種手当も含まれる。

問題 0029 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 1

厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となる報酬について正しいものはどれか。

- ア. 所得税が非課税の通勤手当は厚生年金の報酬にも必ず含まれない。
- イ. 基本給のほか、通勤手当、残業手当、家族手当など労務の対償として継続的に受けるものも原則含まれる。
- ウ. 現物給与はどのようなものでも報酬にならない。
- エ. 基本給以外はすべて報酬から除外される。

問題 0030 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 2

年2回支給されるボーナスについて、厚生年金保険上の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 年2回の賞与は厚生年金保険料の対象外となる。
- イ. 標準賞与額の対象となる賞与として保険料計算の基礎とする。
- ウ. 毎月の標準報酬月額に12分割して必ず算入する。
- エ. 賞与は老齢厚生年金額の計算に一切反映されない。

正解 イ

- ア: 税法上の非課税と社会保険の報酬性は別。
 - イ: 報酬は名称ではなく労務の対償性で判断。
 - ウ: 食事・住宅等の現物給与も一定の評価で報酬となり得る。
 - エ: 各種手当も原則含む。
- 総合解説: 税務上の給与所得と社会保険上の報酬は判定基準が異なる。

正解 イ

- ア: 標準賞与額として対象。
 - イ: 年3回以下の賞与は標準賞与額の対象。
 - ウ: 年3回以下は標準賞与額。
 - エ: 平成15年4月以後は平均標準報酬額に反映。
- 総合解説: 年3回以下の賞与は標準賞与額、年4回以上は原則報酬として標準報酬月額に反映する。

問題 0031 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 2

年間を通じて4回以上支給される賞与について、厚生年金保険上の原則的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア. 標準賞与額だけで処理し標準報酬月額には関係しない。
イ. 標準賞与額ではなく、標準報酬月額の基礎となる報酬として扱う。
ウ. 保険料の対象から完全に除外する。
エ. 支給回数にかかわらずすべて標準賞与額で処理する。

問題 0032 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 2

厚生年金被保険者に560,800円の賞与が支給され、同月の他の賞与がない場合の標準賞与額として正しいものはどれか。

ア. 560,800円を1円単位でそのまま標準賞与額とする。
イ. 1,000円未満を切り捨てた560,000円を標準賞与額とする。
ウ. 561,000円へ切り上げて標準賞与額とする。
エ. 560,000円のうち半額だけを標準賞与額とする。

正解 イ

ア: 年4回以上は報酬扱い。
イ: 年4回以上の賞与は報酬として扱う。
ウ: 報酬として保険料対象。
エ: 回数で取扱いが分かれる。

総合解説: 賞与の回数は標準報酬月額か標準賞与額かを分ける重要基準。

正解 イ

ア: 1,000円未満切捨て。
イ: 標準賞与額は税引前賞与から1,000円未満を切り捨てる。
ウ: 切上げではない。
エ: 労使折半は保険料負担の話で、標準賞与額自体は560,000円。

総合解説: 端数処理をした標準賞与額に保険料率を乗じる。

問題 0033 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 3

厚生年金保険の標準賞与額の上限として正しいものはどれか。

- ア. 健康保険と同じ年度累計573万円のみが上限となる。
- イ. 賞与1回ごとに300万円が上限となる。
- ウ. 厚生年金の標準賞与額には上限がない。
- エ. 同一月に支給された賞与を合算し、1か月につき150万円が上限となる。

問題 0034 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 2

同じ月に賞与100万円と80万円が支給された厚生年金被保険者について、その月の標準賞与額の合計として正しいものはどれか。

- ア. 100万円と80万円を別々に上限判定し、180万円全部を標準賞与額とする。
- イ. 同月の賞与を合算した180万円に上限を適用し、標準賞与額は150万円となる。
- ウ. 賞与が2回あるため両方とも標準賞与額から除外する。
- エ. 健康保険の年度累計573万円までその月も必ず厚生年金で使う。

正解 エ

- ア: 厚生年金は月150万円。
- イ: 現行上限ではない。
- ウ: 月150万円の上限がある。
- エ: 厚生年金の標準賞与額上限は月150万円。

総合解説: 同月内に複数回賞与があれば合算して150万円上限を適用する。

正解 イ

- ア: 同月分は合算。
- イ: 同月複数回の賞与は合算して月150万円上限。
- ウ: 除外されない。
- エ: 厚生年金は月150万円上限。

総合解説: 支給回数ではなく同月合算後の額に上限を適用する。

問題 0035 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 標準報酬月額・標準賞与額 難易度 3

厚生年金保険における標準報酬月額・標準賞与額の役割として正しいものはどれか。

- ア. 保険料計算だけに使い、年金額には一切関係しない。
- イ. 保険料額を算定するとともに、将来の老齢厚生年金等の報酬比例部分の計算基礎にもなる。
- ウ. 年金額だけに使い、保険料計算には使わない。
- エ. 最低賃金額を決めるための基準である。

問題 0036 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 1

2026年4月10日時点の一般の厚生年金保険料率として正しいものはどれか。

- ア. 13.5%である。
- イ. 標準報酬月額・標準賞与額に対して18.3%である。
- ウ. 10.0%で固定されている。
- エ. 毎月会社が自由に保険料率を決める。

正解 イ

- ア: 年金額にも反映。
- イ: 保険料と年金給付の双方に報酬記録が反映。
- ウ: 保険料計算にも使う。
- エ: 最低賃金制度とは別。

総合解説: 厚生年金では保険料負担と報酬比例給付が報酬記録で結び付く。

正解 イ

- ア: 雇用保険料率等と混同。
- イ: 厚生年金保険料率は2017年9月以降18.3%で固定。
- ウ: 現行率ではない。
- エ: 法定率。

総合解説: 保険料率18.3%を労使で原則折半する。

問題 0037 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 2

一般の厚生年金保険料の負担について正しいものはどれか。

- ア. 事業主と被保険者が原則として保険料を2分の1ずつ負担する。
- イ. 被保険者だけが18.3%を全額負担する。
- ウ. 事業主だけが18.3%を全額負担する。
- エ. 国が全額負担し労使の保険料負担はない。

問題 0038 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 1

標準報酬月額300,000円の被保険者について、厚生年金保険料率18.3%を用いた月額保険料の総額として正しいものはどれか。

- ア. $300,000円 \times 9.15\% = 27,450円$ が労使合計額となる。
- イ. $300,000円 \times 30\% = 90,000円$ を被保険者だけが負担する。
- ウ. 給与300,000円なら標準報酬を用いず定額10,000円だけ納付する。
- エ. $300,000円 \times 18.3\% = 54,900円$ で、原則として労使が27,450円ずつ負担する。

正解 ア

- ア: 18.3%の半分ずつで、一般には各9.15%相当。
- イ: 原則労使折半。
- ウ: 原則労使折半。
- エ: 労使負担がある。

総合解説: 事業主は被保険者負担分もまとめて納付する。

正解 エ

- ア: 27,450円は原則一方の負担額。
- イ: 率・負担とも誤り。
- ウ: 標準報酬月額に率を乗じる。
- エ: 標準報酬月額 $\times$ 18.3%が総保険料。

総合解説: 保険料総額と労働者本人の控除額を分けて計算する。

問題 0039 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 1

標準賞与額1,000,000円について厚生年金保険料率18.3%を適用した場合、保険料総額と労使負担について正しいものはどれか。

- ア. 賞与には厚生年金保険料がかからない。
- イ. 総額91,500円を労使でさらに半分ずつ負担する。
- ウ. 賞与保険料率は月額保険料率の2倍で36.6%となる。
- エ. 保険料総額は183,000円で、原則として事業主・被保険者が91,500円ずつ負担する。

問題 0040 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 1

厚生年金被保険者が産前産後休業を取得し、所定の申出が行われた場合の保険料について正しいものはどれか。

- ア. 被保険者負担分だけ免除され、事業主負担は残る。
- イ. 産前産後休業期間中の被保険者負担分と事業主負担分の双方が免除される。
- ウ. 事業主負担分だけ免除される。
- エ. 厚生年金には産前産後休業中の保険料免除制度がない。

正解 エ

- ア: 標準賞与額が保険料対象。
 - イ: 91,500円は一方の負担額。
 - ウ: 同じ18.3%。
 - エ: 標準賞与額にも月額報酬と同じ18.3%を適用。
- 総合解説: 月額保険料と賞与保険料は同じ保険料率を用いる。

正解 イ

- ア: 双方免除。
 - イ: 産休中は労使双方の厚生年金保険料が免除。
 - ウ: 双方免除。
 - エ: 免除制度がある。
- 総合解説: 免除期間も将来の年金額計算上は保険料を納めた期間として扱われる。

問題 0041 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 3

育児休業等の開始日と終了日の翌日が同じ月にある場合、その月の厚生年金保険料が免除される要件として正しいものはどれか。

- ア. その月に1日休めば必ず免除。
- イ. その月に30日以上休まなければ免除されない。
- ウ. 同月内の育休は日数に関係なく免除対象外。
- エ. その月に14日以上の子育休等を取っていること。

問題 0042 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 2

育児休業等期間中に支給される賞与の厚生年金保険料免除について正しいものはどれか。

- ア. 賞与支給日に1日だけ育休なら必ず免除。
- イ. 賞与月の末日を含む連続1か月を超える育児休業等を取っている場合に免除対象となる。
- ウ. 育児休業中の賞与は期間にかかわらずすべて免除。
- エ. 育児休業中でも賞与保険料は絶対に免除されない。

正解 エ

- ア: 同月内は14日以上。
 - イ: 14日以上。
 - ウ: 14日以上なら対象。
 - エ: 2022年10月以降、同月内の短期育休でも14日以上なら月額保険料免除。
- 総合解説: 月末を含む育休と同月内14日以上の子育休という二つの免除ルールを整理する。

正解 イ

- ア: 1か月超要件を満たさない。
 - イ: 賞与保険料免除は1か月超の子育休等が必要。
 - ウ: 要件がある。
 - エ: 一定要件で免除。
- 総合解説: 月額保険料の14日要件と賞与保険料の1か月超要件を混同しない。

問題 0043 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 保険料・保険料免除 難易度 1

産前産後休業・育児休業等による厚生年金保険料免除期間の将来の年金額への扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 免除期間は被保険者期間から完全に削除され、年金額に一切反映されない。
- イ. 保険料免除期間についても、将来の厚生年金額の計算上は保険料を納付したものとして扱われる。
- ウ. 免除された本人負担分だけ年金額から必ず減額される。
- エ. 免除期間は国民年金未納期間と同じ扱いになる。

問題 0044 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 2

事業主が新たに厚生年金被保険者を採用した場合の資格取得届の提出期限として正しいものはどれか。

- ア. 20日以内でよい。
- イ. 次の年度更新まで不要。
- ウ. 退職時にまとめて提出すればよい。
- エ. 資格取得の事実が発生した日から5日以内

正解 イ

- ア: 納付済み扱い。
- イ: 子育て休業の保険料免除で将来年金が不利にならない仕組み。
- ウ: 免除による年金額減額はなし。
- エ: 厚生年金上は納付済み扱い。

総合解説: 保険料負担を免除しつつ年金権を保護する育児支援制度である。

正解 エ

- ア: 任意継続等と混同。
- イ: 厚生年金に年度更新制度はない。
- ウ: 採用時に5日以内。
- エ: 日本年金機構への資格取得届は5日以内。

総合解説: 届出が遅れても資格取得日は原則事実発生日に遡る。

問題 0045 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 3

厚生年金被保険者が退職した場合、事業主が資格喪失届を提出する期限として正しいものはどれか。

- ア. 退職後3か月以内。
- イ. 老齢年金を請求するまで不要。
- ウ. 毎年7月にまとめて提出する。
- エ. 資格喪失の事実発生から5日以内

問題 0046 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 1

厚生年金の定時決定のため、事業主が算定基礎届に記載する報酬の原則的な対象月はどれか。

- ア. 4月・5月・6月。定時決定の算定基礎届で原則対象となる3か月。
- イ. 1月・2月・3月。年初3か月を対象とする。
- ウ. 7月・8月・9月。算定基礎届提出後の3か月を対象とする。
- エ. 前年10月・11月・12月。前年末3か月を対象とする。

正解 エ

- ア: 5日以内。
- イ: 退職時に必要。
- ウ: 算定基礎届とは別。
- エ: 資格喪失届も5日以内。

総合解説: 資格喪失日は退職日の翌日、届出期限はその事実発生後5日以内。

正解 ア

- ア: 7月1日現在の被保険者について4～6月の報酬を届け出る。
- イ: 対象月ではない。
- ウ: 対象月ではない。
- エ: 対象月ではない。

総合解説: 定時決定の標準報酬月額は原則9月から翌8月まで適用。

問題 0047 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 2

固定的賃金変動し、その後3か月の報酬平均により標準報酬月額が従前から原則2等級以上変わるなど随時改定の要件を満たした場合、事業主の手続として正しいものはどれか。

- ア. 次の算定基礎届まで必ず旧標準報酬を使い続ける。
- イ. 月額変更届を提出し、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定する。
- ウ. 資格喪失届を提出していったん退職扱いにする。
- エ. 賞与支払届で月額報酬の変更を処理する。

問題 0048 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 1

事業主が厚生年金被保険者に賞与を支払った場合の手続として正しいものはどれか。

- ア. 賞与は厚生年金と無関係なので一切届出不要。
- イ. 標準賞与額・保険料・年金記録へ反映するため、賞与支払届を日本年金機構へ提出する。
- ウ. 算定基礎届だけに記入し賞与支払届は用いない。
- エ. 賞与支払届は被保険者本人が勤務先を経ず必ず提出する。

正解 イ

- ア: 随時改定制度がある。
- イ: 随時改定は月額変更届で行う。
- ウ: 資格喪失は不要。
- エ: 届書が異なる。

総合解説: 固定的賃金変動・3か月・2等級以上等の要件を満たすと随時改定。

正解 イ

- ア: 賞与支払届が必要。
- イ: 賞与も厚生年金保険料・年金額の計算対象となるため届出が必要。
- ウ: 年3回以下の賞与は別途届出。
- エ: 事業主が届け出る。

総合解説: 賞与記録は平成15年4月以降の報酬比例部分にも反映する。

問題 0049 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 2

- 70歳以上被用者について正しいものはどれか。
- ア. 一般被保険者でないため報酬・賞与の届出は一切不要。
 - イ. 一般被保険者ではないが、在職老齢年金の調整等のため算定基礎届・月額変更届・賞与支払届等の対象となる。
 - ウ. 70歳以上被用者は通常の厚生年金保険料を必ず納付する。
 - エ. 70歳以上被用者の報酬は老齢厚生年金の支給停止に影響しない。

正解 イ

- ア: 在職調整のため必要。
- イ: 70歳以上被用者にも報酬記録の届出が必要。
- ウ: 原則保険料負担なし。
- エ: 在職老齢年金に影響する。
- 総合解説: 保険料徴収対象ではないことと報酬届出対象であることを区別する。

問題 0050 5-2 標準報酬・保険料・届出 / 届出・記録・事業主の手続 難易度 1

- 事業主による標準報酬月額・標準賞与額の適正な届出が重要である理由として最も適切なものはどれか。
- ア. 保険料額だけでなく、将来の老齢厚生年金等の報酬比例部分に用いる年金記録にも反映されるから。
 - イ. 届出内容は保険料にも年金額にも一切影響しない。
 - ウ. 届出は会社内部の統計資料にしか使われない。
 - エ. 賞与の届出は税務だけに使われ年金記録には残らない。

正解 ア

- ア: 厚生年金の報酬記録は拠出と給付を結ぶ基礎。
- イ: 双方に影響。
- ウ: 公的年金記録に反映。
- エ: 標準賞与額として年金額にも反映。
- 総合解説: 誤った報酬届出は本人の将来年金額にも影響し得る。

問題 0051 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 1

老齢厚生年金の基本的な受給要件として正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金に1か月でも加入すれば年齢に関係なく直ちに受給できる。
- イ. 老齢基礎年金の受給資格がなくても、厚生年金加入歴だけで必ず65歳から受給できる。
- ウ. 老齢基礎年金の受給資格を有し、厚生年金保険の被保険者期間がある者が、原則65歳から受ける。
- エ. 65歳になれば厚生年金加入歴がなくても老齢厚生年金を受給できる。

問題 0052 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

老齢厚生年金の前提となる老齢基礎年金の受給資格期間について、現行制度で正しいものはどれか。

- ア. 原則25年以上であり現在も変更されていない。
- イ. 原則5年以上である。
- ウ. 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間などを合わせて原則10年以上である。
- エ. 期間要件はなく65歳なら必ず受給できる。

正解 ウ

- ア: 原則65歳かつ老齢基礎年金の受給資格が必要。
- イ: 老齢基礎年金の受給資格が必要。
- ウ: 老齢厚生年金は老齢基礎年金に上乗せして支給される。
- エ: 厚生年金加入期間が必要。

総合解説: 老齢厚生年金は『65歳』『老齢基礎年金の受給資格』『厚生年金加入期間』を基本に確認する。

正解 ウ

- ア: 現行は10年以上。
- イ: 現行基準より短い。
- ウ: 2017年8月から老齢年金の受給資格期間は25年から10年へ短縮された。
- エ: 受給資格期間が必要。

総合解説: 特別支給の老齢厚生年金でも老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たすことが必要。

問題 0053 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

老齢厚生年金の報酬比例部分について正しいものはどれか。

- ア. 加入期間が同じなら報酬額に関係なく全員同額。
- イ. 厚生年金の加入期間と、加入中の標準報酬月額・標準賞与額等の報酬記録に応じて年金額が決まる。
- ウ. 過去の標準報酬は保険料にだけ使い年金額には使わない。
- エ. 国民年金第3号被保険者期間だけを基礎に計算する。

問題 0054 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 1

昭和21年4月2日以後生まれの者について、本来水準で平成15年3月以前の被保険者期間に係る報酬比例部分を計算する基本式として正しいものはどれか。

- ア. 平均標準報酬月額 $\times 7.125 / 1,000 \times$ 平成15年3月までの被保険者期間月数
- イ. 平均標準報酬額 $\times 5.481 / 1,000 \times$ 平成15年3月までの月数
- ウ. 標準報酬月額 $\times 18.3\% \times$ 加入年数
- エ. 老齢基礎年金満額 $\times$ 加入月数だけ

正解 イ

- ア: 報酬額も反映。
 - イ: 報酬比例部分は加入期間と報酬に連動。
 - ウ: 年金額に反映。
 - エ: 厚生年金の被保険者期間と報酬が基礎。
- 総合解説: 厚生年金は定額給付だけでなく報酬比例の性格を持つ。

正解 ア

- ア: 平成15年3月以前は賞与を含まない平均標準報酬月額を用いる。
 - イ: $5.481 / 1000$ と平均標準報酬額は平成15年4月以後。
 - ウ: 保険料計算と混同。
 - エ: 報酬比例の計算ではない。
- 総合解説: 平成15年4月の総報酬制導入前後で計算基礎と乗率が異なる。

問題 0055 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

昭和21年4月2日以後生まれの者について、本来水準で平成15年4月以後の被保険者期間に係る報酬比例部分の基本式として正しいものはどれか。

- ア. 平均標準報酬月額 × 7.125 / 1,000 × 平成15年4月以後の月数
- イ. 標準賞与額だけ × 18.3%
- ウ. 平均標準報酬額 × 5.481 / 1,000 × 平成15年4月以後の被保険者期間月数
- エ. 平均標準報酬額 × 1 / 2 × 加入年数

問題 0056 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

報酬比例部分の計算における「平均標準報酬月額」と「平均標準報酬額」の違いとして正しいものはどれか。

- ア. 両者は完全に同じ概念で、賞与の扱いも同一。
- イ. 平均標準報酬額は賞与だけの平均で月額報酬を含まない。
- ウ. 平成15年3月以前は主に標準報酬月額の平均を用い、平成15年4月以後は標準賞与額も含めた平均標準報酬額を用いる。
- エ. 平均標準報酬月額には税引後の手取り額だけを用いる。

正解 ウ

- ア: これは平成15年3月以前の基本式。
 - イ: 年金額の計算式ではない。
 - ウ: 総報酬制後は賞与を含む平均標準報酬額を用いる。
 - エ: 法定乗率ではない。
- 総合解説: 平成15年4月以後は賞与も年金額へ反映する総報酬制。

正解 ウ

- ア: 賞与反映の有無が違う。
 - イ: 月額報酬と賞与を含む。
 - ウ: 総報酬制導入により賞与が年金額計算へ反映された。
 - エ: 標準報酬記録を用いる。
- 総合解説: 計算式を丸暗記するだけでなく、総報酬制前後の制度差を理解する。

問題 0057 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

- 平成15年4月以後の被保険者期間だけが120月あり、平均標準報酬額が300,000円である者について、5.481/1,000を用いた報酬比例部分の概算年額として正しいものはどれか。
- ア. 300,000円×18.3% = 54,900円程度が年額となる。
 - イ. 300,000円×120月 = 36,000,000円が年金年額となる。
 - ウ. 300,000円×5.481/1,000×120月 = 197,316円程度となる。
 - エ. 300,000円÷120月 = 2,500円程度が年額となる。

問題 0058 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 1

- 平均標準報酬額が同じ2人を比べ、一方の厚生年金加入期間が他方の2倍である場合、他の条件が同一なら報酬比例部分について最も適切な説明はどれか。
- ア. 加入月数が多い者の報酬比例部分は原則として大きくなる。
 - イ. 加入期間が増えても報酬比例部分は一切変わらない。
 - ウ. 加入期間が長いほど必ず年金額が減る。
 - エ. 加入期間は老齢基礎年金だけに関係し厚生年金には関係しない。

正解 ウ

- ア: 保険料計算と混同。
 - イ: 乗率を用いていない。
 - ウ: 基本式に平均標準報酬額と加入月数を代入。
 - エ: 法定式ではない。
- 総合解説: 実際の年金額では再評価率等も関係するが、基本構造は平均報酬×乗率×月数。

正解 ア

- ア: 報酬比例部分は加入月数に比例する構造。
 - イ: 加入月数が計算要素。
 - ウ: 方向が逆。
 - エ: 厚生年金額にも直結。
- 総合解説: 報酬額と加入期間の両方が報酬比例部分の大きさを左右する。

問題 0059 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

昭和31年4月2日以後生まれの者について、令和8年度の老齢基礎年金満額（月額）として正しいものはどれか。

- ア. 月額69,308円。令和7年度の老齢基礎年金満額を用いる。
- イ. 月額84,730円。年額847,300円の数字を月額として読み違える。
- ウ. 月額70,608円。昭和31年4月2日以後生まれの者に係る令和8年度の老齢基礎年金満額。
- エ. 月額237,279円。標準的な夫婦2人分の年金額例を1人分の基礎年金と混同する。

問題 0060 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

65歳に達し老齢厚生年金の受給要件を満たした者が、その後も厚生年金に加入して働き続ける場合について正しいものはどれか。

- ア. 退職しなくても老齢厚生年金の受給権は生じるが、賃金と年金額に応じて在職老齢年金による支給停止があり得る。
- イ. 退職するまで老齢厚生年金の受給権自体が発生しない。
- ウ. 在職中は年金を全額放棄しなければならない。
- エ. 65歳以後に働くと過去の厚生年金加入記録が消える。

正解 ウ

- ア: 令和7年度額。
- イ: 年額847,300円を月額と取り違えている。
- ウ: 令和8年度は令和7年度から1.9%引上げ。
- エ: 標準的な夫婦2人分の年金額例。

総合解説: 老齢厚生年金は老齢基礎年金に上乘せられるため、年度額の関係も押さえる。

正解 ア

- ア: 受給権発生に退職要件はない。
- イ: 退職は受給権発生要件ではない。
- ウ: 支給停止調整はあるが受給権は存在。
- エ: 消えない。

総合解説: 在職老齢年金は受給権を消滅させる制度ではなく、支給額を調整する制度。

問題 0061 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

2026年4月以降の在職老齢年金で、基本月額と総報酬月額相当額の合計がこの額以下なら原則全額支給となる基準額として正しいものはどれか。

- ア. 月51万円。2026年3月までの在職老齢年金の旧基準額を用いる。
- イ. 月30万円。現行制度にはない低い基準額を用いる。
- ウ. 基準額は廃止され、在職者は全員全額停止されとする。
- エ. 月65万円。2026年4月からの在職老齢年金の基準額。

問題 0062 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

2026年4月以降、基本月額20万円、総報酬月額相当額55万円の者について、在職老齢年金の月額支給停止額として正しいものはどれか。

- ア. 20万円の老齢厚生年金が全額支給停止となる。
- イ. 65万円を超えた10万円全額が支給停止となる。
- ウ. 合計が75万円でも基準額以下として全額支給となる。
- エ. $(20万円 + 55万円 - 65万円) \div 2 = 5万円$ が支給停止となる。

正解 エ

- ア: 2026年3月までの旧基準。
 - イ: 現行基準ではない。
 - ウ: 65万円基準がある。
 - エ: 2026年4月から従来51万円から65万円へ引上げ。
- 総合解説: 基準日2026年4月10日では65万円が現行値。

正解 エ

- ア: 超過額の2分の1が基本。
 - イ: 停止額は原則その2分の1。
 - ウ: 65万円を超えている。
 - エ: 合計75万円が基準65万円を10万円超えるため、その2分の1を停止。
- 総合解説: 在職老齢年金では基準額超過部分の2分の1を基本月額から停止する。

問題 0063 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 3

65歳以上70歳未満で厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受ける者の「在職定時改定」について正しいものはどれか。

- ア. 退職するまで65歳以後の加入期間は一切年金額に反映されない。
- イ. 毎月1日に必ず年金額を再計算する。
- ウ. 在職定時改定の対象は70歳以上75歳未満だけである。
- エ. 毎年9月1日を基準日として、それまでの未反映の被保険者期間を加え、原則10月分から年金額を改定する。

問題 0064 5-3 老齢厚生年金 / 受給要件・報酬比例部分 難易度 2

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の者が退職し、その後厚生年金に加入せず1か月を経過した場合について正しいものはどれか。

- ア. 退職しても年金額は次の9月まで一切変わらない。
- イ. 退職した当日から過去の年金を全額返還する。
- ウ. 退職した翌月分から、未反映の被保険者期間を加えて年金額が改定される。
- エ. 退職改定では65歳以前の加入記録がすべて削除される。

正解 エ

- ア: 在職定時改定がある。
 - イ: 年1回、9月1日基準。
 - ウ: 65歳以上70歳未満。
 - エ: 2022年4月から在職中でも毎年年金額へ加入期間を反映。
- 総合解説: 65歳以後も働いた期間を早期に年金額へ反映する制度。

正解 ウ

- ア: 退職改定がある。
 - イ: そのような制度ではない。
 - ウ: これを退職改定という。
 - エ: 未反映期間を追加する。
- 総合解説: 在職定時改定と退職改定の双方で65歳以後の加入期間を反映する。

問題 0065 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 1

老齢厚生年金の加給年金額が加算される基本的な厚生年金被保険者期間の要件として正しいものはどれか。

- ア. 1年以上あれば必ず加算される。
- イ. 10年以上あれば家族の有無にかかわらず必ず加算。
- ウ. 原則として厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あること。
- エ. 加入期間に関係なく65歳なら全員に加算。

問題 0066 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 2

老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者の年齢について、原則正しいものはどれか。

- ア. 60歳未満だけ。
- イ. 70歳未満なら常に対象。
- ウ. 配偶者の年齢は一切問わない。
- エ. 65歳未満であること。

正解 ウ

- ア: 原則20年以上。
- イ: 20年以上かつ対象配偶者・子等。
- ウ: 加給年金は原則240月以上の厚生年金加入を要件とする。
- エ: 加入期間要件がある。

総合解説: 中高齢の資格期間短縮特例に該当する場合の例外もある。

正解 エ

- ア: 原則65歳未満。
- イ: 65歳到達で原則終了。
- ウ: 年齢要件がある。
- エ: 加給年金の配偶者には原則65歳未満という年齢制限がある。

総合解説: 配偶者が65歳になると加給年金が終了し、要件を満たせば振替加算が本人の基礎年金へ付く。

問題 0067 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 1

加給年金額の対象となる子について正しいものはどれか。

- ア. 18歳到達年度の末日までの子、または1級・2級の障害状態にある20歳未満の子が対象となる。
- イ. 25歳未満の子はすべて対象。
- ウ. 大学在学中なら年齢に関係なく対象。
- エ. 20歳以上でも障害の有無にかかわらず対象。

問題 0068 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 1

加給年金額の対象となる配偶者・子の生計維持関係における収入要件として、原則正しいものはどれか。

- ア. 前年の年収850万円未満、または所得655万5千円未満であること。
- イ. 年収130万円未満だけが唯一の基準。
- ウ. 年収1,500万円未満なら必ず生計維持。
- エ. 収入額は一切確認しない。

正解 ア

- ア: 子の年齢・障害要件は法定。
- イ: 法定範囲より広い。
- ウ: 就学だけでは延長されない。
- エ: 20歳未満かつ1・2級障害等。

総合解説: 子については人数により加給年金額も異なる。

正解 ア

- ア: 生計同一に加え収入要件を満たす必要。
- イ: 健康保険の被扶養者基準と混同。
- ウ: 基準を超える。
- エ: 収入要件がある。

総合解説: 健康保険の扶養認定と年金の生計維持要件は数値が異なる。

問題 0069 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 2

令和8年度の老齢厚生年金における配偶者の加給年金額の基本額として正しいものはどれか。

ア. 年額239,300円。令和7年度の配偶者加給年金額の基本額を用いる。

イ. 年額243,800円。令和8年度の配偶者および1人目・2人目の子の基本額。

ウ. 年額81,300円。3人目以降の子の額を配偶者の基本額と混同する。

エ. 年額423,700円。一定受給権者の配偶者特別加算込みの額を全員共通の基本額とみなす。

問題 0070 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 2

令和8年度に、昭和18年4月2日以後生まれの老齢厚生年金受給権者に配偶者加給年金額が加算される場合、配偶者分の年額合計として正しいものはどれか。

ア. 基本額243,800円に特別加算179,900円を加えた423,700円となる。

イ. 基本額243,800円だけで、特別加算は一切ない。

ウ. 3人目以降の子の81,300円を加えて325,100円とする。

エ. 年額850万円をそのまま加給年金として支給する。

正解 イ

ア: 令和7年度額。

イ: 令和8年度の配偶者および1人目・2人目の子の基本額は各243,800円。

ウ: 3人目以降の子の額。

エ: 423,700円は一定受給権者の配偶者特別加算込み。

総合解説: 加給年金額は年度改定されるため試験基準年度の額を確認する。

正解 ア

ア: 昭和18年4月2日以後生まれの受給権者には179,900円の特別加算。

イ: 対象生年月日なら特別加算あり。

ウ: 子の加算額とは別。

エ: 850万円は生計維持収入基準。

総合解説: 配偶者加給年金には受給権者の生年月日に応じた特別加算がある。

問題 0071 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 2

- 加給年金額の対象配偶者が、厚生年金保険等の被保険者期間20年以上に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合について正しいものはどれか。
- ア. 配偶者加給年金額は原則として支給停止となる。
 - イ. 配偶者自身の老齢厚生年金と加給年金は必ず無条件で全額併給。
 - ウ. 配偶者が老齢厚生年金を受けると受給権者本人の老齢厚生年金全部が消滅。
 - エ. 配偶者の厚生年金加入歴は加給年金に一切影響しない。

問題 0072 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 3

- 加給年金額の対象配偶者が障害年金を受け取っている間の取扱いとして正しいものはどれか。
- ア. 配偶者加給年金額は原則として支給停止となる。
 - イ. 障害年金を受けるほど加給年金額が2倍になる。
 - ウ. 障害年金と加給年金は常に無条件で併給される。
 - エ. 配偶者の障害年金は受給権者本人の厚生年金全額を停止させる。

正解 ア

- ア: 配偶者自身に長期の老齢厚生年金権がある場合は加給年金を停止。
 - イ: 支給停止規定がある。
 - ウ: 加給年金部分の調整。
 - エ: 20年以上等なら停止。
- 総合解説: 配偶者の年金受給状況も加給年金の支給可否に影響する。

正解 ア

- ア: 配偶者が障害年金を受給する間は加給年金を停止。
 - イ: そのような増額制度はない。
 - ウ: 原則支給停止。
 - エ: 調整対象は加給年金額。
- 総合解説: 配偶者が受ける一定の年金給付との調整を確認する。

問題 0073 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 3

老齢厚生年金に配偶者加給年金額が加算されていた場合、その配偶者が65歳に到達したときの取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 配偶者加給年金額は原則終了し、配偶者が要件を満たせば自身の老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- イ. 配偶者が65歳になると加給年金額が倍増する。
- ウ. 振替加算は受給権者本人の厚生年金にさらに加算される。
- エ. 加給年金終了後はどのような経過措置も存在しない。

問題 0074 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 3

老齢厚生年金の「経過的加算」の説明として正しいものはどれか。

- ア. 在職老齢年金の支給停止額を増やすための加算。
- イ. 配偶者が65歳になったとき配偶者の基礎年金に付く加算。
- ウ. 賞与保険料の上限を超えた分を返す給付。
- エ. 特別支給の老齢厚生年金の定額部分相当額と、厚生年金加入期間のうち老齢基礎年金に反映される期間に対応する基礎年金相当額との差を補う加算である。

正解 ア

- ア: 扶養加算の対象を受給権者の厚生年金から配偶者の基礎年金へ振り替える仕組み。
- イ: 原則終了。
- ウ: 配偶者本人の老齢基礎年金。
- エ: 要件を満たせば振替加算。

総合解説: 振替加算は配偶者の生年月日等により対象が限定される。

正解 エ

- ア: 目的が異なる。
- イ: それは振替加算。
- ウ: 年金給付の加算。
- エ: 65歳以後に定額部分が老齢基礎年金へ置き換わる際の差を調整する。

総合解説: 経過的加算は定額部分から基礎年金への移行に伴う調整。

問題 0075 5-3 老齢厚生年金 / 加給年金額・経過的加算 難易度 2

- 60歳以後も厚生年金保険に加入して働いた期間がある者について、経過的加算との関係で正しいものはどれか。
- ア. 60歳以後の厚生年金加入期間は老齢厚生年金に一切影響しない。
 - イ. 60歳以後の加入月数は老齢基礎年金の満額計算へ無制限に上乘せされる。
 - ウ. 60歳以後の厚生年金加入期間は老齢基礎年金の40年計算には通常含まれないため、一定範囲で経過的加算に反映されることがある。
 - エ. 経過的加算は配偶者の収入だけで決まる。

問題 0076 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

- 特別支給の老齢厚生年金の対象となり得る生年月日の原則として正しいものはどれか。
- ア. 男女とも昭和50年4月1日以前。
 - イ. 男性だけ昭和41年4月1日以前で女性は対象外。
 - ウ. 男性は昭和36年4月1日以前、女性は昭和41年4月1日以前に生まれた者。
 - エ. 生年月日に関係なく全員が60歳から特別支給を受ける。

正解 ウ

- ア: 報酬比例や経過的加算等に影響し得る。
- イ: 基礎年金の原則加入可能年数は20～60歳。
- ウ: 基礎年金に反映されない厚生年金加入期間と定額部分相当額の差を調整。
- エ: 配偶者収入は加給年金の生計維持要件。
- 総合解説: 60歳以後の被用者期間をどの年金部分が評価するかを理解する。

正解 ウ

- ア: 対象範囲が広すぎる。
- イ: 女性にも対象世代がある。
- ウ: 受給開始年齢引上げの経過措置として対象世代が限定。
- エ: 対象世代限定。
- 総合解説: 男女で5年の差がある。

問題 0077 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

特別支給の老齢厚生年金の基本要件として正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金加入が1か月でもあれば受給資格期間は不要。
- イ. 厚生年金加入20年以上だけが唯一の要件。
- ウ. 国民年金の加入歴がなくても年齢だけで必ず受給。
- エ. 老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たし、厚生年金保険等の加入期間が1年以上あること。

問題 0078 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

特別支給の老齢厚生年金について正しいものはどれか。

- ア. すべての対象者に60歳から定額部分と報酬比例部分が必ず同時支給される。
- イ. 生年月日に応じた支給開始年齢から、原則として報酬比例部分が65歳まで支給される。
- ウ. 特別支給は65歳以後だけに支給される。
- エ. 特別支給には報酬比例部分が含まれない。

正解 エ

- ア: 老齢基礎年金の受給資格期間が必要。
- イ: 1年以上が基本要件。
- ウ: 受給資格期間が必要。
- エ: 対象生年月日に加え、受給資格期間10年・厚生年金1年以上が必要。

総合解説: 特別支給と加給年金の20年要件を混同しない。

正解 イ

- ア: 生年月日に応じ支給内容・開始年齢が異なる。
- イ: 受給開始年齢の段階的引上げに対応する経過措置。
- ウ: 65歳前の経過措置。
- エ: 中心的給付。

総合解説: 古い世代では定額部分も支給される場合がある。

問題 0079 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 3

特別支給の老齢厚生年金の繰下げについて正しいものはどれか。

- ア. 特別支給も75歳まで繰下げれば最大84%増額する。
- イ. 特別支給は66歳からでなければ請求できない。
- ウ. 特別支給の老齢厚生年金には繰下げ制度がないため、受給開始年齢に達したら請求を検討する必要がある。
- エ. 特別支給を請求すると65歳以後の老齢厚生年金を受けられない。

問題 0080 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

一般的な老齢厚生年金の繰下げ受給について、現行制度で正しいものはどれか。

- ア. 65歳で受け取らず、66歳以後75歳までの間で繰下げ請求できる。
- イ. 60歳から65歳までだけ繰下げできる。
- ウ. 65歳から70歳までに限定され、75歳は選べない。
- エ. 繰下げ制度は老齢厚生年金にはない。

正解 ウ

- ア: 繰下げ不可。
- イ: 生年月日による支給開始年齢。
- ウ: 特別支給は65歳以後の本来年金の繰下げ制度の対象外。
- エ: 別の年金権へ移行する。

総合解説: 特別支給と65歳からの本来の老齢厚生年金を分けて考える。

正解 ア

- ア: 現行の繰下げ上限年齢は原則75歳。
- イ: 繰下げは66歳以後。
- ウ: 原則75歳まで。
- エ: 制度がある。

総合解説: 一部の古い受給権者等は上限70歳の経過措置がある。

問題 0081 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

65歳時に老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方の受給権がある者の繰下げについて正しいものはどれか。

- ア. 必ず両方を同じ年齢まで同時に繰下げなければならない。
- イ. 老齢厚生年金だけしか繰下げできない。
- ウ. 老齢基礎年金を受け始めると老齢厚生年金の受給権が消滅する。
- エ. 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰下げ時期を選択できる。

問題 0082 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 3

老齢厚生年金の繰下げによる増額率について正しいものはどれか。

- ア. 1か月につき0.1%だけ増額。
- イ. 1年ごとに一律1%だけ増額。
- ウ. 繰下げた月数1か月につき0.7%ずつ増額する。
- エ. 繰下げても年金額は増えない。

正解 エ

- ア: 別々に選べる。
- イ: 老齢基礎年金も繰下げ可能。
- ウ: 別々に扱える。
- エ: 2014年以降、基礎・厚生を別々に繰下げ可能。

総合解説: 老齢年金の受取時期の選択肢は基礎・厚生で分離できる。

正解 ウ

- ア: 現行率より低い。
- イ: 月0.7%。
- ウ: 繰下げ月数 × 0.7%が基本。
- エ: 増額制度。

総合解説: 増額率は一生変わらない。

問題 0083 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 1

- 65歳から75歳まで120か月繰下げた場合の老齢厚生年金の増額率として正しいものはどれか。
- ア. 42%増。70歳まで5年間繰下げた場合の増額率を75歳までの最大値と混同する。
 - イ. $0.7\% \times 120$ か月で84%増。75歳まで120か月繰下げた場合の原則最大増額率。
 - ウ. 120%増。1か月1%で増額すると誤って計算する。
 - エ. 増額なし。繰下げても年金額は変わらないとする。

正解 イ

- ア: 70歳まで5年繰下げの場合の増額率。
イ: 現行制度の原則最大増額率は84%。
ウ: 月1%ではない。
エ: 繰下げにより増額。
- 総合解説: 75歳までの10年間で最大84%増。

問題 0084 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 1

- 老齢厚生年金に加給年金額が加算される要件を満たす者が、老齢厚生年金を繰下げる場合について正しいものはどれか。
- ア. 繰下げ待機中でも加給年金だけは必ず毎月支給される。
 - イ. 繰下げ待機中は加給年金額は支給されず、繰下げによる増額の対象にもならない。
 - ウ. 加給年金額も0.7%ずつ増額する。
 - エ. 加給年金がある者は老齢厚生年金を繰下げること自体が法律上禁止される。

正解 イ

- ア: 繰下げ中は支給されない。
イ: 加給年金額は本体年金の繰下げ増額対象外。
ウ: 増額対象外。
エ: 繰下げは可能だが加給年金の扱いに注意。
- 総合解説: 配偶者年齢等によっては繰下げ中に加給年金を受けられる期間を失う可能性がある。

問題 0085 5-3 老齢厚生年金 / 特別支給・繰下げ 難易度 2

65歳以後も厚生年金に加入して働き、在職老齢年金により老齢厚生年金の一部が支給停止される期間に繰下げ待機した場合、増額計算について正しいものはどれか。

- ア. 在職老齢年金により支給停止される額は、繰下げ増額の対象にならない。
- イ. 支給停止された額ほど繰下げ増額率が2倍になる。
- ウ. 在職支給停止分も含め老齢厚生年金全額が必ず0.7%ずつ増額する。
- エ. 在職老齢年金に該当すると繰下げ制度そのものを利用できない。

問題 0086 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 2

障害厚生年金の初診日要件として正しいものはどれか。

- ア. 障害の原因となった病気やけがの初診日が、原則として厚生年金保険の被保険者である間にあること。
- イ. 障害認定日に厚生年金被保険者であれば初診日の加入状況は一切問わない。
- ウ. 請求日に会社員なら初診日は国民年金期間でも必ず障害厚生年金になる。
- エ. 退職後に初診日があれば過去の厚生年金加入期間だけで必ず障害厚生年金になる。

正解 ア

- ア: 繰下げ加算は実質的に支給可能な本体年金部分を基礎とし、在職停止分は増額対象外。
- イ: そのような仕組みはない。
- ウ: 支給停止相当額は増額対象外。
- エ: 利用できるが増額計算に調整がある。

総合解説: 在職と繰下げを組み合わせる場合は、支給停止分の増額除外を確認する。

正解 ア

- ア: 障害厚生年金では初診日の制度加入状況が重要。
- イ: 初診日に厚生年金被保険者であることが基本要件。
- ウ: 初診日基準で制度を判定する。
- エ: 初診日が厚生年金加入中であることが必要。

総合解説: 障害年金は『初診日にどの年金制度に加入していたか』を起点に給付体系を判断する。

問題 0087 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 3

障害厚生年金における障害認定日の原則として正しいものはどれか。

- ア. 初診日から1年6か月を経過した日であり、それ以前に傷病が治った場合は治った日となる。
- イ. 初診日の翌日である。
- ウ. 初診日から5年を経過した日である。
- エ. 退職した日を必ず障害認定日とする。

問題 0088 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 2

人工透析療法を行っている場合の障害認定日の特例として正しいものはどれか。

- ア. 透析開始日当日。
- イ. 透析開始から1年6か月後に限る。
- ウ. 透析開始から5年後。
- エ. 透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日。

正解 ア

- ア: 障害認定日は原則初診日から1年6か月。
- イ: 原則1年6か月後。
- ウ: 5年は障害手当金等で登場する。
- エ: 退職日とは無関係。

総合解説: 症状固定など『治った』と扱う場合は1年6か月前でもその日が障害認定日になり得る。

正解 エ

- ア: 原則3か月経過日。
- イ: 特例がある。
- ウ: 誤り。
- エ: 人工透析には1年6か月を待たない認定日の特例がある。

総合解説: 認定日特例は人工透析以外にも人工関節、ペースメーカー等で定められている。

問題 0089 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 2

初診日から1年6か月以内に人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合、障害認定日として原則正しいものはどれか。

- ア. 必ず初診日から1年6か月後まで認定できない。
- イ. 人工骨頭または人工関節をそう入置換した日。
- ウ. 手術の1年前に遡る。
- エ. 退院日を必ず認定日とする。

問題 0090 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 3

障害厚生年金の対象となる障害等級として正しいものはどれか。

- ア. 1級だけ。
- イ. 1級と2級だけ。
- ウ. 1級、2級、3級。
- エ. 1級から5級まで。

正解 イ

- ア: 特例で置換日となる。
- イ: 人工関節等はそう入置換日を認定日とする特例。
- ウ: そのような扱いはない。
- エ: 置換日が基準。

総合解説: 障害認定日特例は傷病・治療内容ごとに異なるため、代表例を整理する。

正解 ウ

- ア: 2級・3級もある。
- イ: 障害基礎年金と混同。
- ウ: 障害厚生年金には3級までである。
- エ: 年金の等級は1～3級。

総合解説: 障害基礎年金は1・2級、障害厚生年金は1～3級という差が頻出。

問題 0091 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 1

障害厚生年金の原則的な保険料納付要件として正しいものはどれか。

- ア. 初診後にまとめて納付すれば必ず要件を満たす。
- イ. 初診日の前日に、初診月の前々月までの被保険者期間のうち、納付済期間と免除期間を合わせて3分の2以上あること。
- ウ. 納付済期間だけで100%必要で免除期間は一切算入できない。
- エ. 厚生年金加入中の初診なら納付要件は一切ない。

問題 0092 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 1

2026年4月10日時点で、障害厚生年金の保険料納付要件に関する直近1年特例について正しいものはどれか。

- ア. 初診日の年齢に関係なく永久に利用できる。
- イ. 直近3年間に未納がなければよい。
- ウ. 初診日が2036年3月末日までで、初診日に65歳未満なら、初診月の前々月までの直近1年間に未納がなければ要件を満たし得る。
- エ. この特例は2026年4月時点ですでに廃止されている。

正解 イ

- ア: 初診日の前日で判定。
- イ: 納付要件は初診日の前日で判定する。
- ウ: 免除期間も算入。
- エ: 納付要件も必要。

総合解説: 初診日要件・障害状態要件・保険料納付要件の3つを別々に確認する。

正解 ウ

- ア: 65歳未満等の条件と期限がある。
- イ: 直近1年間。
- ウ: 3分の2要件を満たさなくても利用できる時限的特例。
- エ: 2036年3月末までの初診に適用し得る。

総合解説: 納付要件は原則3分の2と直近1年特例の二本立てで確認する。

問題 0093 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 2

障害認定日に障害等級に該当し、障害認定日による請求をした場合の支給開始時期として正しいものはどれか。

- ア. 初診日の翌月分から必ず支給。
- イ. 請求した月の当月分だけ支給。
- ウ. 65歳到達月からしか支給されない。
- エ. 障害認定日の翌月分から支給対象となる。

問題 0094 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 3

障害認定日には3級以上に該当しなかったが、その後症状が悪化して3級以上となった場合の事後重症請求について正しいものはどれか。

- ア. 障害認定日に該当しなければ、その後どれほど悪化しても請求できない。
- イ. 事後重症は障害認定日に遡って必ず5年分支給される。
- ウ. 所定要件を満たして65歳の誕生日の前々日までに請求すれば、請求日の翌月分から支給され得る。
- エ. 65歳到達後に初めて請求しても年齢制限なく必ず認められる。

正解 エ

- ア: 初診日ではなく障害認定日が基本。
 - イ: 認定日請求は認定日の翌月から。
 - ウ: 65歳前でも要件を満たせば支給。
 - エ: 認定日請求では支給事由発生の翌月から。
- 総合解説: 遅れて請求した場合でも時効の範囲で遡及する。

正解 ウ

- ア: 事後重症制度がある。
 - イ: 請求日の翌月から。
 - ウ: 事後重症は請求により受給権が発生する。
 - エ: 65歳前の請求期限がある。
- 総合解説: 認定日請求は遡及可能、事後重症は請求翌月からという差を整理する。

問題 0095 5-4 障害厚生年金 / 受給要件・障害認定 難易度 2

厚生年金被保険者である間に初診日があり、その後退職してから障害認定日を迎えた者について、障害厚生年金の初診日要件に関する説明として正しいものはどれか。

- ア. 初診日が厚生年金被保険者期間中であれば、障害認定日に退職していても他の要件を満たせば障害厚生年金の対象となり得る。
- イ. 障害認定日に会社員でなければ必ず障害基礎年金だけになる。
- ウ. 退職した時点で初診日の年金制度記録は消滅する。
- エ. 請求日に厚生年金へ再加入しなければ請求できない。

問題 0096 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 3

障害厚生年金1級の年金額について正しいものはどれか。

- ア. 報酬比例額の2分の1だけを支給する。
- イ. 報酬比例の年金額を1.25倍し、要件を満たす65歳未満の配偶者がいれば配偶者加給年金額を加える。
- ウ. 3級最低保障額だけを一律支給する。
- エ. 配偶者の有無にかかわらず全員同額の定額給付である。

正解 ア

- ア: 制度判定は障害認定日の就業状態ではなく初診日の加入制度が基準。
- イ: 初診日が厚生年金加入中なら厚生年金の対象。
- ウ: 消滅しない。
- エ: 再加入は要件ではない。

総合解説: 初診日基準を理解すると転職・退職をまたぐ事例に対応できる。

正解 イ

- ア: 1級は1.25倍。
- イ: 1級は報酬比例額 × 1.25。
- ウ: 1級は報酬比例 × 1.25。
- エ: 報酬比例が基本。

総合解説: 1・2級では障害基礎年金も要件を満たせば併給される。

問題 0097 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 1

障害認定日に障害等級2級に該当した被保険者について、障害厚生年金の厚生年金部分の計算として正しいものはどれか。

- ア. 報酬比例の年金額を1.25倍するのが2級の基本計算である。
- イ. 死亡した者の報酬比例部分の4分の3を支給する。
- ウ. 3級の最低保障額だけを一律に支給し、報酬比例額は用いない。
- エ. 報酬比例の年金額を基本とし、要件を満たす65歳未満の配偶者がいれば配偶者加給年金額を加える。

問題 0098 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 1

昭和31年4月2日以後生まれの者について、令和8年度の障害厚生年金3級の最低保障額として正しいものはどれか。

- ア. 年額635,500円であり、これが令和8年度の3級最低保障額である。
- イ. 年額243,800円であり、配偶者加給年金の基本額と同額になる。
- ウ. 年額1,271,000円であり、障害手当金の最低保障額と同額になる。
- エ. 年額847,300円であり、障害基礎年金2級額と同額になる。

正解 エ

- ア: 1.25倍は1級。
- イ: 遺族厚生年金の基本計算。
- ウ: 2級は報酬比例額を基本とする。
- エ: 2級は報酬比例額が基本で、対象配偶者がいる場合に加給年金を加える。

総合解説: 障害厚生年金の配偶者加給は1・2級が対象で3級には付かない。

正解 ア

- ア: 昭和31年4月2日以後生まれの者の令和8年度3級最低保障額は635,500円。
- イ: 243,800円は配偶者加給年金の基本額であり3級最低保障額ではない。
- ウ: 1,271,000円は障害手当金の最低保障額。
- エ: 847,300円は令和8年度の障害基礎年金2級額。

総合解説: 3級は報酬比例額だけが最低保障がある。

問題 0099 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 2

障害厚生年金の報酬比例部分を計算するとき、厚生年金の加入期間が180月しかない者の加入月数の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 180月をそのまま使う以外に方法はない。
- イ. 600月とみなす。
- ウ. 300月に満たないため、原則として300月とみなして計算する。
- エ. 加入期間が300月未満なら障害厚生年金を受けられない。

問題 0100 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 2

障害厚生年金の報酬比例部分の計算における被保険者期間について正しいものはどれか。

- ア. 障害認定日後に働いた期間を無制限に障害年金額へ毎年加算する。
- イ. 初診日前の被保険者期間はすべて除外する。
- ウ. 障害認定日の属する月後の厚生年金被保険者期間は、原則として障害厚生年金額の計算基礎に含めない。
- エ. 障害認定日後の期間だけで年金額を計算する。

正解 ウ

- ア: 300月みなしがある。
- イ: みなしは300月。
- ウ: 障害厚生年金は加入期間が短い若年障害者等への保障として300月みなしがある。
- エ: 受給要件ではなく年金額計算の特例。

総合解説: 300月みなしは老齢厚生年金の通常計算にはない障害・遺族給付の重要特例。

正解 ウ

- ア: 障害認定月後は基礎にしない。
- イ: 初診日前を含む所定の加入期間で計算。
- ウ: 障害認定時点までの加入記録を基礎に計算。
- エ: 逆。

総合解説: 老齢厚生年金の在職定時改定とは異なる扱い。

問題 0101 5-4 障害厚生年金 / 年金額・加算 難易度 3

令和8年度の障害厚生年金1級または2級を受ける者に、生計を維持される65歳未満の配偶者がいる場合の配偶者加給年金額について正しいものはどれか。

- ア. 年額243,800円が加算対象となるが、配偶者が一定の老齢厚生年金等の受給権を有する場合や障害年金を受けられる間は支給停止となる。
- イ. 3級にだけ年額243,800円が加算される。
- ウ. 配偶者が65歳以上でも年齢制限なく永続加算される。
- エ. 配偶者に20年以上の老齢厚生年金受給権があっても必ず無条件で併給される。

問題 0102 5-4 障害厚生年金 / 障害手当金 難易度 1

障害手当金について正しいものはどれか。

- ア. 障害厚生年金3級より重い障害にだけ支給する終身年金。
- イ. 初診日から10年以上経過して治った場合だけ支給。
- ウ. 厚生年金加入中に初診日があり、初診日から5年以内に傷病が治り、3級より軽い一定の障害が残った場合に支給される一時金である。
- エ. 初診日が国民年金だけの加入期間でも厚生年金加入歴があれば必ず支給。

正解 ア

- ア: 加給年金は対象配偶者の年齢・生計維持・他年金受給権等で調整。
- イ: 1・2級が対象。
- ウ: 原則65歳未満。
- エ: 支給停止となる場合がある。

総合解説: 加給年金は本人の障害等級だけでなく配偶者側の条件も確認する。

正解 ウ

- ア: 3級より軽い一定障害への一時金。
- イ: 5年以内。
- ウ: 障害手当金は年金ではなく一時金。
- エ: 初診日の厚生年金加入が必要。

総合解説: 初診日・納付要件・5年以内の治癒・障害程度を確認する。

問題 0103 5-4 障害厚生年金 / 障害手当金 難易度 2

障害手当金の支給額の基本として正しいものはどれか。
ア. 報酬比例の年金額の2倍を一時金として支給する。
イ. 報酬比例額の4分の3を毎年支給する。
ウ. 報酬比例額を1.25倍して終身支給する。
エ. 標準報酬月額1か月分だけを一律支給する。

正解 ア

ア: 障害手当金は報酬比例額×2。
イ: 遺族厚生年金と混同。
ウ: 障害厚生年金1級と混同。
エ: 法定式と異なる。
総合解説: 障害手当金には年度ごとの最低保障額もある。

問題 0104 5-4 障害厚生年金 / 障害手当金 難易度 1

令和8年度、障害手当金の計算上「報酬比例の年金額×2」が100万円となった。昭和31年4月2日以後生まれの者に支給する障害手当金額として正しいものはどれか。
ア. 計算額どおり100万円を支給し、最低保障額は適用しない。
イ. 障害厚生年金3級の最低保障額635,500円を支給する。
ウ. 配偶者加給年金額243,800円を上乗せして1,243,800円を支給する。
エ. 計算額100万円は最低保障額を下回るため、1,271,000円を支給する。

正解 エ

ア: 最低保障額を下回るため1,271,000円となる。
イ: 障害手当金の最低保障額とは異なる。
ウ: 障害手当金に配偶者加給を加える計算ではない。
エ: 令和8年度の最低保障額1,271,000円を適用する。
総合解説: 障害手当金の最低保障額は3級最低保障額のおおむね2倍。

問題 0105 5-4 障害厚生年金 / 障害手当金 難易度 1

障害手当金について、日本年金機構の案内に沿った説明として正しいものはどれか。

- ア. どのような公的年金を受給中でも障害手当金は必ず上乘せされる。
- イ. 老齢年金を受給しているほど障害手当金が倍増する。
- ウ. 障害手当金は他制度との調整を一切受けない。
- エ. 国民年金、厚生年金または共済年金を受給している者などは、障害手当金の支給対象から除かれる場合がある。

問題 0106 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 3

遺族厚生年金の支給要件として正しいものはどれか。

- ア. 被保険者である間の死亡は遺族厚生年金の対象にならない。
- イ. 厚生年金保険の被保険者である間に死亡した場合は、所定の保険料納付要件等を満たせば遺族厚生年金の対象となり得る。
- ウ. 退職後10年以上経過しないと遺族厚生年金は発生しない。
- エ. 死亡者が65歳以上でなければ遺族厚生年金は発生しない。

正解 エ

- ア: 支給制限がある。
 - イ: そのような制度ではない。
 - ウ: 受給中の年金等を確認する。
 - エ: 障害手当金は他の年金受給状況等による支給制限がある。
- 総合解説: 一時金だからといって他の公的年金との関係を無視できない。

正解 イ

- ア: 代表的な支給要件である。
 - イ: 被保険者在職中死亡は代表的な受給要件。
 - ウ: そのような待機期間はない。
 - エ: 在職中死亡等には年齢65歳要件はない。
- 総合解説: 死亡した者側の要件と、遺族側の範囲・順位を分けて判定する。

問題 0107 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 2

厚生年金被保険者期間中に初診日がある病気が原因で、退職後に死亡した場合の遺族厚生年金について正しいものはどれか。

- ア. 退職した時点で、その傷病を原因とする遺族厚生年金の可能性は必ず消滅する。
- イ. 初診日から20年以内なら必ず対象。
- ウ. 死亡時に厚生年金被保険者でなければ絶対に対象外。
- エ. その初診日から5年以内に死亡した場合は、所定の納付要件等を満たせば遺族厚生年金の対象となり得る。

問題 0108 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 2

遺族厚生年金の支給要件に関する説明として正しいものはどれか。

- ア. 1級または2級の障害厚生年金を受けている者が死亡した場合は、遺族厚生年金の支給要件の一つとなる。
- イ. 3級障害厚生年金受給者の死亡だけがこの要件に該当する。
- ウ. 障害厚生年金受給権者の死亡は遺族厚生年金と一切関係しない。
- エ. 障害手当金を受けたことがあれば死亡原因を問わず必ず遺族年金が出る。

正解 エ

- ア: 初診日から5年以内死亡の要件がある。
 - イ: 法定期間は5年以内。
 - ウ: 退職後でも5年以内要件がある。
 - エ: 被保険者期間中の初診傷病による5年以内死亡も短期要件。
- 総合解説: 障害厚生年金と同様、初診日の制度加入状況が重要。

正解 ア

- ア: 1・2級障害厚生年金受給者死亡は遺族厚生年金の要件。
 - イ: 法定要件は1・2級。
 - ウ: 1・2級が明文要件。
 - エ: そのような要件ではない。
- 総合解説: 短期要件では加入月数を300月とみなす年金額計算特例も関係する。

問題 0109 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 2

- 老齢厚生年金の受給資格を満たした者が死亡した場合の遺族厚生年金について正しいものはどれか。
- ア. 老齢厚生年金の受給資格期間10年だけで、遺族厚生年金の長期要件も常に満たす。
 - イ. 所定の保険料納付済期間・免除期間・合算対象期間等を合算して25年以上ある場合に、長期要件として対象となり得る。
 - ウ. 死亡者が老齢厚生年金を1回でも受けていれば加入期間は一切問わない。
 - エ. 長期要件では厚生年金期間をすべて300月とみなす。

問題 0110 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 2

- 厚生年金被保険者が在職中に死亡した場合などの遺族厚生年金における原則的な保険料納付要件として正しいものはどれか。
- ア. 死亡後に遺族が未納保険料を納めれば必ず要件を満たす。
 - イ. 死亡日の前日に、国民年金加入期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合わせて3分の2以上あること。
 - ウ. 納付済期間100％が必要で免除期間は算入できない。
 - エ. 在職中死亡なら保険料納付要件は一切ない。

正解 イ

- ア: 遺族厚生年金のこの要件では25年以上が必要。
 - イ: 老齢厚生年金の長期要件による遺族年金には25年以上要件がある。
 - ウ: 25年以上要件がある。
 - エ: 300月みなしは短期要件等の年金額計算で用いる。
- 総合解説: 老齢年金の受給資格10年と、遺族厚生年金長期要件25年を混同しない。

正解 イ

- ア: 死亡日の前日で判定。
 - イ: 短期要件1・2では原則3分の2の納付要件。
 - ウ: 免除期間も算入。
 - エ: 納付要件がある。
- 総合解説: 一定の場合は65歳未満・直近1年未納なし特例も利用できる。

問題 0111 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 3

死亡した者に生計を維持されていた者のうち、遺族厚生年金の受給対象者となり得る範囲として正しいものはどれか。

- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母。
- イ. 兄弟姉妹は年齢を問わず必ず受給対象となる。
- ウ. 伯父・伯母まで三親等内親族は全員対象。
- エ. 配偶者と子だけで、父母・孫・祖父母は絶対対象外。

問題 0112 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 1

子のない夫、父母または祖父母が遺族厚生年金を受ける場合の年齢要件として正しいものはどれか。

- ア. 死亡当時40歳以上なら直ちに支給開始。
- イ. 年齢要件は一切ない。
- ウ. 死亡当時60歳未満なら受給権自体が絶対発生しない。
- エ. 死亡当時55歳以上であることが必要で、原則として支給開始は60歳からとなる。

正解 ア

- ア: 法定遺族は配偶者・子・父母・孫・祖父母。
- イ: 兄弟姉妹は法定遺族の範囲に含まれない。
- ウ: そのような範囲ではない。
- エ: 一定条件で対象。

総合解説: 親族関係だけでなく生計維持と年齢条件・順位を確認する。

正解 エ

- ア: 55歳以上・原則60歳から。
- イ: 年齢要件がある。
- ウ: 55歳以上なら受給権を得て60歳から支給。
- エ: 夫・父母・祖父母には55歳以上要件と原則60歳支給開始。

総合解説: 子のある夫で遺族基礎年金を併給できる場合には55～60歳にも遺族厚生年金を受けられる例外がある。

問題 0113 5-5 遺族厚生年金 / 遺族の範囲・受給要件 難易度 1

夫の死亡時に子がなく、妻が30歳未満であった場合の遺族厚生年金について正しいものはどれか。

- ア. 年齢にかかわらず終身で必ず受給する。
- イ. 2年間だけ支給される。
- ウ. 原則として5年間の有期給付となる。
- エ. 夫死亡時30歳未満なら受給権は一切発生しない。

問題 0114 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 2

遺族厚生年金の受給順位について、最も優先順位が高い遺族として正しいものはどれか。

- ア. 祖父母が常に最優先。
- イ. 父母が子のある配偶者より常に優先。
- ウ. 兄弟姉妹が配偶者より優先。
- エ. 子のある配偶者。

正解 ウ

- ア: 30歳未満・子なしは5年間。
- イ: 5年間。
- ウ: 子のない30歳未満の妻には5年間のみ支給。
- エ: 5年間の受給。

総合解説: 妻の年齢・子の有無で給付期間が変わる。

正解 エ

- ア: 順位は後位。
- イ: 子のある配偶者が上位。
- ウ: 兄弟姉妹は法定対象外。
- エ: 現行の公式整理では、子のある配偶者、子、子のない配偶者、父母、孫、祖父母の順。

総合解説: 同順位内や子との支給停止関係もあるため、具体例では家族構成を確認する。

問題 0115 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 3

子のある妻が遺族厚生年金を受けている間、その子に対する遺族厚生年金について正しいものはどれか。

- ア. 妻と子に同額の遺族厚生年金を必ず二重支給する。
- イ. 妻が受給すると子の受給権そのものが必ず永久消滅する。
- ウ. 子のある妻が受給している間は、原則として子に対する遺族厚生年金は支給停止となる。
- エ. 妻がいると遺族基礎年金も必ず消滅する。

問題 0116 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 2

遺族厚生年金の基本的な年金額として正しいものはどれか。

- ア. 死亡者の老齢基礎年金満額の2倍。
- イ. 死亡者の標準報酬月額額の18.3%。
- ウ. 死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3。
- エ. 死亡者の報酬比例部分の1.25倍。

正解 ウ

- ア: 子は支給停止。
- イ: 支給停止であり状況変化により子が受給する場合がある。
- ウ: 同一家族内で上位の配偶者が受給する場合に子は停止。
- エ: 遺族基礎年金との併給関係は別。

総合解説: 『受給権がない』と『支給停止』を区別する。

正解 ウ

- ア: 報酬比例部分が基礎。
- イ: 保険料計算と混同。
- ウ: 遺族厚生年金の基本額は報酬比例部分 × 3 / 4。
- エ: 障害厚生年金1級と混同。

総合解説: 加給年金や基礎年金部分をそのまま4分の3にするのではない。

問題 0117 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 2

在職中死亡などの短期要件により遺族厚生年金を計算する場合、死亡者の厚生年金被保険者期間が180月であったときの取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 180月をそのまま用いる以外に方法はない。
- イ. 報酬比例部分の計算では300月に満たないため、原則300月とみなして計算する。
- ウ. 600月とみなす。
- エ. 300月未満なら遺族厚生年金の受給権は発生しない。

問題 0118 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 1

65歳以上の者が、自身の老齢厚生年金と配偶者死亡による遺族厚生年金の双方の受給権を有する場合について正しいものはどれか。

- ア. 遺族厚生年金だけを全額支給し、自身の老齢厚生年金は必ず全額停止。
- イ. 二つの厚生年金を何の調整もなく必ず全額併給。
- ウ. どちらの年金も全額失権する。
- エ. 自身の老齢厚生年金は全額支給し、遺族厚生年金は自身の老齢厚生年金に相当する額が支給停止され、差額があれば支給される。

正解 イ

- ア: 300月みなしがある。
 - イ: 短期要件では加入期間300月みなし。
 - ウ: 300月。
 - エ: 年金額計算の特例であり受給資格要件ではない。
- 総合解説: 障害厚生年金にも同様の300月みなしがある。

正解 エ

- ア: 現行原則は自身の老齢厚生年金を全額支給。
 - イ: 重複部分を調整。
 - ウ: 失権ではない。
 - エ: 自己拠出年金を優先して全額支給する調整。
- 総合解説: 65歳以上の老齢・遺族厚生年金では自己の老齢厚生年金優先の差額支給方式。

問題 0119 5-5 遺族厚生年金 / 年金額・受給順位 難易度 3

65歳以上で自身の老齢厚生年金を受ける権利がある配偶者について、遺族厚生年金額を算定する際の公式な比較方法として正しいものはどれか。

- ア. 死亡者の報酬比例部分を必ず100%遺族厚生年金額とする。
- イ. 自身の老齢厚生年金額だけを遺族厚生年金額とする。
- ウ. 死亡者の報酬比例部分の4分の3と、死亡者の報酬比例部分の2分の1 + 自身の老齢厚生年金の2分の1を比較し、高い方を遺族厚生年金額とする。
- エ. 二人の老齢基礎年金額を合算して4分の3にする。

問題 0120 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 2

中高齢寡婦加算が加算される基本的な期間として正しいものはどれか。

- ア. 20歳から30歳まで。若年期だけを中高齢寡婦加算の対象期間とする。
- イ. 65歳から75歳まで。65歳到達後も中高齢寡婦加算が続くとする。
- ウ. 所定要件を満たす妻について40歳から65歳になるまで。
- エ. 年齢に関係なく終身。加算に年齢区間はないとする。

正解 ウ

- ア: 4分の3等の比較式。
- イ: 死亡者の報酬比例部分も用いる。
- ウ: 65歳以上の配偶者には年金額計算上の比較特例がある。
- エ: 報酬比例部分と自身の老齢厚生年金を用いる。

総合解説: 計算した遺族厚生年金額から自身の老齢厚生年金相当額が支給停止される。

正解 ウ

- ア: 法定期間ではない。
- イ: 65歳到達で原則終了し経過的寡婦加算等へ移る場合がある。
- ウ: 中高齢寡婦加算は40～64歳の妻を中心とする。
- エ: 年齢区間がある。

総合解説: 遺族基礎年金を受けられない中高齢の妻を補完する趣旨。

問題 0121 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 2

- 令和8年度の中高齢寡婦加算の年額として正しいものはどれか。
- ア. 年額243,800円で、配偶者加給年金の基本額を中高齢寡婦加算として用いる。
 イ. 年額635,500円で、40歳から65歳になるまでの所定の妻に加算される。
 ウ. 年額1,271,000円で、障害手当金の最低保障額を中高齢寡婦加算として用いる。
 エ. 年額847,300円で、老齢基礎年金満額と同じ額をそのまま加算する。

問題 0122 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 2

- 夫の死亡時に45歳で、遺族基礎年金の対象となる子がない妻が遺族厚生年金を受ける場合、中高齢寡婦加算について正しいものはどれか。
- ア. 子がない妻には中高齢寡婦加算は絶対に付かない。
 イ. 45歳では若すぎるため60歳まで加算されない。
 ウ. 他の要件を満たせば、40歳以上65歳未満で子がない妻として中高齢寡婦加算の対象となり得る。
 エ. 65歳を超えても同じ中高齢寡婦加算が終身続く。

正解 イ

- ア: 243,800円は配偶者加給年金の基本額。
- イ: 令和8年度の中高齢寡婦加算は年額635,500円。
- ウ: 障害手当金とは別制度。
- エ: 中高齢寡婦加算の法定額ではない。
- 総合解説: 年度改定される定額加算なので最新年度額を確認する。

正解 ウ

- ア: むしろ典型的な対象。
- イ: 40歳以上が基本。
- ウ: 夫死亡時40～64歳・対象子なしが典型類型。
- エ: 原則65歳まで。
- 総合解説: 長期要件による夫死亡などでは夫の厚生年金加入20年以上等の追加条件も確認する。

問題 0123 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 1

- 子のある妻が遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給していたが、子の年齢到達により妻が50歳で遺族基礎年金を受けられなくなった。この場合について正しいものはどれか。
- ア. 一度でも遺族基礎年金を受けた妻には中高齢寡婦加算は絶対付かない。
 - イ. 子が年齢到達すると遺族厚生年金自体も必ず消滅する。
 - ウ. 中高齢寡婦加算は40歳未満の期間だけに付く。
 - エ. 40歳到達時に対象となる子がいた等の要件を満たせば、65歳まで中高齢寡婦加算が付くことがある。

問題 0124 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 1

- 経過的寡婦加算の対象となる妻の生年月日について正しいものはどれか。
- ア. 平成生まれの妻だけが対象。
 - イ. 昭和31年4月2日以後生まれの妻だけが対象。
 - ウ. 生年月日に関係なくすべての妻に同額加算。
 - エ. 原則として昭和31年4月1日以前生まれの妻が対象となる。

正解 エ

- ア: 切替えの類型がある。
 - イ: 妻の遺族厚生年金は継続し得る。
 - ウ: 40～65歳。
 - エ: 遺族基礎年金終了後の所得保障を補う類型。
- 総合解説: 子の成長により遺族基礎年金が終了する時点の妻の年齢等を確認する。

正解 エ

- ア: 対象世代ではない。
 - イ: 境界が逆。
 - ウ: 経過措置なので対象世代限定。
 - エ: 新法の老齢基礎年金額との世代差を調整する経過措置。
- 総合解説: 中高齢寡婦加算が65歳で終了した後を経過的寡婦加算へ移る場合がある。

問題 0125 5-5 遺族厚生年金 / 中高齢寡婦加算等 難易度 2

経過的寡婦加算の制度趣旨として最も適切なものはどれか。

- ア. 離婚時の標準報酬を夫婦で2分の1にする制度。
- イ. 昭和31年4月1日以前生まれの妻について、65歳以後の老齢基礎年金と合わせた額が中高齢寡婦加算の水準と大きく乖離しないよう経過的に調整する。
- ウ. 在職老齢年金の支給停止額を補填する制度。
- エ. 障害厚生年金3級の最低保障を増やす制度。

問題 0126 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 1

老齢・障害・遺族など支給事由が異なる複数の公的年金の受給権が生じた場合の原則として正しいものはどれか。

- ア. 原則としていずれか一つの年金を選択して受給する。
- イ. 受給権がある年金は支給事由に関係なく必ずすべて全額併給する。
- ウ. 新たな年金受給権が生じると古い年金受給権は必ず消滅する。
- エ. 年金の併給調整は私的年金にだけ存在する。

正解 イ

- ア: 3号分割等と混同。
 - イ: 旧制度から新制度への移行に伴う世代差調整。
 - ウ: 在職調整とは別。
 - エ: 遺族厚生年金の経過措置。
- 総合解説: 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算は年齢65歳を境に役割が異なる。

正解 ア

- ア: 公的年金は支給事由が異なる場合『1人1年金』が原則。
 - イ: 異なる支給事由は原則選択。
 - ウ: 受給権が併存し選択・支給停止となる場合がある。
 - エ: 公的年金の基本ルール。
- 総合解説: 例外的な併給可能組合せを別途押さえる。

問題 0127 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 1

公的年金の併給について正しいものはどれか。

- ア. 同一の支給事由による老齢基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と障害厚生年金などは、原則として合わせて受けることができる。
- イ. 老齢基礎年金と老齢厚生年金はどちらか一方しか受けられない。
- ウ. 障害基礎年金と障害厚生年金は必ず選択。
- エ. 遺族基礎年金と遺族厚生年金は同時に受けられない。

問題 0128 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 2

障害基礎年金を受けている者が65歳になり老齢厚生年金の受給権も得た場合について正しいものはどれか。

- ア. 障害基礎年金と老齢厚生年金は年齢にかかわらず絶対に併給できない。
- イ. 65歳以後は、障害基礎年金と老齢厚生年金を組み合わせで受給する選択肢がある。
- ウ. 障害基礎年金を選ぶと老齢厚生年金の受給権そのものが永久消滅する。
- エ. 65歳以後は老齢基礎年金と障害基礎年金を必ず同時に受ける。

正解 ア

- ア: 基礎年金と厚生年金は二階建てなので同一支給事由では併給可能。
 - イ: 同一支給事由なので併給可能。
 - ウ: 同一傷病等の1・2級なら併給。
 - エ: 要件を満たせば併給可能。
- 総合解説: 1人1年金原則は、二階建ての同一支給事由を別々の年金として排除するものではない。

正解 イ

- ア: 65歳以後は併給可能な組合せ。
 - イ: 65歳以後には支給事由をまたぐ併給特例がある。
 - ウ: 選択・支給停止の問題で受給権消滅とは異なる。
 - エ: 二つの基礎年金は併給できない。
- 総合解説: 65歳以後の特例では『障害基礎 + 老齢厚生』という組合せが重要。

問題 0129 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 2

- 障害基礎年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権も有する場合について正しいものはどれか。
- ア. 65歳以上でも必ずどちらか一方だけで、併給の例外はない。
 - イ. 65歳以後は、障害基礎年金と遺族厚生年金を合わせて受けることができる組合せがある。
 - ウ. 65歳未満でも必ず両方全額受給する。
 - エ. 遺族厚生年金を受けると障害基礎年金の受給権は必ず失権する。

問題 0130 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 2

- 65歳以後に老齢基礎年金と障害基礎年金の双方の受給権がある場合について正しいものはどれか。
- ア. 65歳以上なら二つの基礎年金を必ず全額併給できる。
 - イ. 老齢基礎年金と障害基礎年金という二つの基礎年金を同時に受けることはできず、原則としていずれかを選択する。
 - ウ. 障害基礎年金は65歳到達で自動消滅する。
 - エ. 老齢基礎年金の受給権が生じると障害基礎年金の受給権は法律上必ず消滅する。

正解 イ

- ア: 併給可能。
- イ: 65歳以上では障害基礎年金と遺族厚生年金の併給が認められる。
- ウ: 65歳未満は原則どちらか一方。
- エ: 65歳以後併給可能。

総合解説: 年齢65歳を境に併給関係が変わる典型論点。

正解 イ

- ア: 基礎年金同士は選択。
- イ: 支給事由の異なる基礎年金同士は併給不可。
- ウ: 自動消滅ではない。
- エ: 受給権は併存し選択する場合がある。

総合解説: 『障害基礎 + 老齢厚生』は可能でも『障害基礎 + 老齢基礎』は不可という組合せに注意。

問題 0131 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 2

- 65歳以上で自身の老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権がある場合の支給方法として正しいものはどれか。
- ア. 遺族厚生年金を全額支給し、自身の老齢厚生年金を必ず全額停止する。
 イ. 二つの厚生年金を無調整で全額併給する。
 ウ. 自身の老齢厚生年金を全額支給し、遺族厚生年金がそれより高ければ遺族厚生年金から差額を支給する。
 エ. 高い方一つだけを選び、低い方の受給権は消滅する。

問題 0132 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 2

- 65歳未満の者が障害基礎年金と遺族厚生年金の双方の受給権を有する場合について正しいものはどれか。
- ア. 65歳未満でも必ず両方を全額併給する。
 イ. 遺族厚生年金の受給権があると障害基礎年金が自動失権する。
 ウ. 原則として障害基礎年金と遺族厚生年金のどちらか一方を選択して受給する。
 エ. 障害基礎年金を選ぶと65歳以後も遺族厚生年金を受ける余地がない。

正解 ウ

- ア: 自己の老齢厚生年金を全額支給。
- イ: 重複部分を停止。
- ウ: 自己の老齢厚生年金を優先する差額支給。
- エ: 差額方式で支給する。
- 総合解説: 受給権の選択ではなく、自己の老齢厚生年金を全額支給した上で遺族厚生年金を調整する。

正解 ウ

- ア: 原則選択。
- イ: 選択関係。
- ウ: 65歳未満では支給事由の異なる両年金は併給不可。
- エ: 65歳以後は併給特例がある。
- 総合解説: 同じ組合せでも65歳未満と65歳以上で扱いが異なる。

問題 0133 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 併給調整・支給停止 難易度 1

支給事由の異なる複数の年金の受給権が生じ、選択が必要な場合の手続として正しいものはどれか。

- ア. 年金受給選択申出書などにより、どの年金・組合せを受けるか選択の申出を行う。
- イ. 何も届け出なくても必ず国が最有利な年金を自動選択する。
- ウ. 一度選択すると法律上どのような場合も変更できない。
- エ. 年金の選択は事業主が本人に代わり自由に決める。

問題 0134 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 2

2026年4月以降の在職老齢年金で、基本月額と総報酬月額相当額の合計に用いる支給停止調整額として正しいものはどれか。

- ア. 65万円であり、2026年4月から従来の51万円から引き上げられた。
- イ. 51万円であり、2026年4月の改正後も旧基準額をそのまま用いる。
- ウ. 47万円であり、過去の基準額へ戻された。
- エ. 80万円であり、2026年4月に65万円を超えてさらに引き上げられた。

正解 ア

- ア: 受給権が複数ある場合は自動的に最有利な組合せになるとは限らず手続が必要。
- イ: 選択申出が必要となる。
- ウ: 状況変化等に応じ選択変更が可能な場合がある。
- エ: 受給権者本人の手続。

総合解説: 併給調整は受給権の有無と実際の支給年金を分けて理解する。

正解 ア

- ア: 2026年4月以降の支給停止調整額は65万円。
- イ: 51万円は2026年3月までの基準額。
- ウ: 現行基準ではない。
- エ: 現行は65万円。

総合解説: 2026年度社労士試験基準日では65万円が現行値。

問題 0135 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 1

在職老齢年金の計算に用いる「基本月額」の説明として正しいものはどれか。

- ア. 老齢基礎年金と加給年金をすべて含めた月額。
- イ. 毎月の給与の手取り額。
- ウ. 加給年金額を除いた老齢厚生年金の年額を12で割った額。
- エ. 標準報酬月額そのもの。

問題 0136 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 3

在職老齢年金の「総報酬月額相当額」の計算として正しいものはどれか。

- ア. その月の標準報酬月額だけで賞与は一切考慮しない。
- イ. 過去10年分の賞与合計を12で割る。
- ウ. その月の標準報酬月額 + その月以前1年間の標準賞与額合計 ÷ 12。
- エ. 実際の手取り給与 + 老齢基礎年金月額。

正解 ウ

- ア: 老齢基礎年金は在職調整対象外で加給年金も基本月額から除く。
 - イ: 年金側の指標。
 - ウ: 基本月額は老齢厚生年金本体の月額。
 - エ: 賃金側は総報酬月額相当額。
- 総合解説: 在職老齢年金は年金側の基本月額と賃金側の総報酬月額相当額を合算する。

正解 ウ

- ア: 過去1年の標準賞与額を12分の1して加える。
 - イ: 対象はその月以前1年間。
 - ウ: 賞与を月額換算して賃金に加える。
 - エ: 法定計算式と異なる。
- 総合解説: 賞与の影響が12か月にわたり在職老齢年金へ反映される。

問題 0137 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 1

2026年4月以降、基本月額18万円、総報酬月額相当額57万円の者について、在職老齢年金の支給停止月額として正しいものはどれか。

- ア. (18万円 + 57万円 - 65万円) ÷ 2 = 5万円。
- イ. 10万円をそのまま全額停止する。
- ウ. 18万円の年金を必ず全額停止する。
- エ. 合計75万円は65万円以下なので停止なし。

正解 ア

- ア: 合計75万円、基準超過10万円の2分の1を停止。
- イ: 超過額の2分の1。
- ウ: 停止額は5万円。
- エ: 基準を10万円超える。

総合解説: 基本月額を超える停止額となる場合は老齢厚生年金本体が全額停止となる。

問題 0138 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 2

70歳以上で厚生年金適用事業所に、厚生年金へ加入する程度の勤務をしている老齢厚生年金受給者について正しいものはどれか。

- ア. 70歳以上は賃金額に関係なく老齢厚生年金が必ず全額支給される。
- イ. 70歳以上は一般被保険者として18.3%の保険料を必ず負担する。
- ウ. 70歳以上被用者の報酬について事業主の届出は一切不要。
- エ. 厚生年金保険料の負担は原則ないが、70歳未満と同様の在職老齢年金の仕組みによる支給調整を受ける。

正解 エ

- ア: 在職調整あり。
- イ: 原則一般被保険者ではない。
- ウ: 在職調整のため届出が必要。
- エ: 70歳以上被用者も報酬に応じ在職調整。

総合解説: 『保険料負担なし』と『年金支給調整あり』を区別する。

問題 0139 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 1

特別支給の老齢厚生年金など65歳になるまでの老齢年金と、雇用保険の基本手当との関係として正しいものはどれか。

- ア. 原則として同時には受けられず、ハローワークで求職の申込みをすると一定期間、加給年金額を含め年金が全額支給停止される。
- イ. 基本手当と特別支給の老齢厚生年金は常に無調整で全額併給。
- ウ. 基本手当を受けると老齢厚生年金の受給権自体が永久消滅する。
- エ. 調整対象は老齢基礎年金だけで特別支給は対象外。

問題 0140 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 3

65歳までの老齢年金受給者がハローワークで6月15日に求職の申込みをした場合、基本手当との調整による年金支給停止の開始月として原則正しいものはどれか。

- ア. 求職申込みをした6月分から必ず遡って停止。
- イ. 翌年1月分から。
- ウ. 基本手当を実際に初めて受けた月の翌年から。
- エ. 求職申込みをした月の翌月である7月分から。

正解 ア

- ア: 65歳前老齢年金と基本手当には調整がある。
- イ: 同時受給不可。
- ウ: 支給停止であり失権ではない。
- エ: 特別支給等が対象。

総合解説: 求職申込みをする時点で年金支給への影響を確認する必要がある。

正解 エ

- ア: 翌月から。
- イ: 遅すぎる。
- ウ: 求職申込が起点。
- エ: 支給停止は求職申込月の翌月から。

総合解説: 実際に基本手当を受給したかどうかと当初の調整開始は一致しない場合がある。

問題 0141 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 在職老齢年金・雇用保険との調整 難易度 3

2025年4月1日以後に60歳到達等の要件を満たす者が、高年齢雇用継続給付を受けながら65歳未満の老齢厚生年金を受給する場合について正しいものはどれか。

- ア. 在職老齢年金による停止に加え、高年齢雇用継続給付との調整で年金がさらに最高で標準報酬月額¹の4%相当額まで支給停止される。
- イ. 高年齢雇用継続給付を受けると在職老齢年金の停止は解除される。
- ウ. 2025年4月以後もすべての対象者で年金追加停止は必ず最大6%。
- エ. 高年齢雇用継続給付と年金には一切調整がない。

問題 0142 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

離婚時の厚生年金の合意分割制度について正しいものはどれか。

- ア. 離婚すると自動的に厚生年金記録が必ず2分の1ずつ分割される。
- イ. 婚姻期間中の厚生年金記録について、当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、請求により分割する。
- ウ. 婚姻前のすべての厚生年金記録も分割対象。
- エ. 老齢基礎年金の納付月数を夫婦で直接半分にする制度。

正解 ア

- ア: 2025年4月改正後は給付最大10%、年金追加停止最大4%。
 - イ: 追加で調整される。
 - ウ: 新要件該当者は最大4%。
 - エ: 調整制度がある。
- 総合解説: 2025年3月31日以前に60歳到達等した経過対象者は旧15%・6%が残るため区別する。

正解 イ

- ア: 合意分割には按分割合の合意・裁判手続と請求が必要。
 - イ: 合意分割は婚姻期間中の標準報酬記録を対象とする。
 - ウ: 婚姻期間中の記録が対象。
 - エ: 厚生年金の標準報酬記録を分割する。
- 総合解説: 年金分割は将来受け取る年金額そのものを現金分割する制度ではない。

問題 0143 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

離婚時の合意分割で当事者間の按分割合の合意がまとまらない場合について正しいものはどれか。

- ア. 合意できなければ年金分割は法律上絶対に不可能。
- イ. 年金事務所が本人の希望だけで自由に按分割合を決める。
- ウ. 事業主が夫婦に代わって按分割合を決定する。
- エ. 当事者の一方の求めにより、家庭裁判所の手続で按分割合を定めてもらうことができる。

問題 0144 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 1

3号分割制度について正しいものはどれか。

- ア. 平成20年3月以前の婚姻期間も3号分割で自動的に2分の1となる。
- イ. 分割割合は請求者が0～100％から自由に決定する。
- ウ. 3号分割は国民年金第1号期間だけを対象とする。
- エ. 平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間に対応する相手方の厚生年金記録を、原則2分の1ずつ分割する。

正解 エ

- ア: 裁判手続がある。
 - イ: 割合は合意または裁判手続で決定。
 - ウ: 事業主の権限ではない。
 - エ: 合意不能でも裁判手続による割合決定が可能。
- 総合解説: 情報提供請求と実際の分割請求も別手続。

正解 エ

- ア: 対象は平成20年4月1日以後の第3号期間。
 - イ: 原則2分の1ずつ。
 - ウ: 第3号被保険者期間。
 - エ: 3号分割は2008年4月以後の第3号期間が対象。
- 総合解説: 合意分割と3号分割は対象期間・割合決定方法が異なる。

問題 0145 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

3号分割の請求について正しいものはどれか。
ア. 必ず元配偶者の実印付き同意書がなければ請求できない。
イ. 国民年金第3号被保険者であった者からの請求で行うことができ、当事者双方の合意は必要ない。
ウ. 裁判所が毎回分割割合を決めなければならない。
エ. 第3号被保険者でなかった者だけが単独請求できる。

正解 イ

ア: 合意不要。
イ: 3号分割は法定2分の1なので合意不要。
ウ: 法定割合2分の1。
エ: 第3号であった者から請求。
総合解説: ただし分割対象者が一定の障害厚生年金受給権者で対象期間が年金額基礎となる場合などには制限がある。

問題 0146 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

2026年4月1日以後に離婚等をした者の年金分割請求期限として原則正しいものはどれか。
ア. 離婚等をした日の翌日から起算して5年以内。
イ. 離婚等の日から6か月以内。
ウ. 従前どおり必ず2年以内。
エ. 請求期限は一切ない。

正解 ア

ア: 2026年4月1日施行改正で2年から5年へ延長。
イ: 5年以内。
ウ: 2026年4月1日以後の離婚等は5年。
エ: 原則5年。
総合解説: 2026年4月1日前に離婚等をした者は原則従前の2年期限なので、離婚日を確認する。

問題 0147 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

離婚時の年金分割の効果について正しいものはどれか。

- ア. 分割を受けると国民年金保険料納付済月数も同じだけ自動増加する。
- イ. 分割を受ければ本人の受給資格期間が0年でも直ちに老齢厚生年金を受けられる。
- ウ. 分割後も厚生年金の報酬比例部分には何の影響もない。
- エ. 分割後の標準報酬月額・標準賞与額に基づき老齢厚生年金等の報酬比例部分が計算され、老齢基礎年金の額や本人自身の受給資格期間を直接増やすものではない。

問題 0148 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 3

厚生年金保険の年金給付を受ける権利の消滅時効について、原則として正しいものはどれか。

- ア. 原則1年。短期の請求権時効を年金基本権にも適用する。
- イ. 権利発生から原則5年。厚生年金保険の年金給付を受ける基本権の消滅時効。
- ウ. 原則20年。長期の民事上の期間を年金基本権に当てはめる。
- エ. 時効なし。年金受給権は永久に消滅しないとする。

正解 エ

- ア: 基礎年金の納付記録は分割対象外。
- イ: 本人自身が受給資格要件を満たす必要。
- ウ: 分割後記録で計算。
- エ: 年金分割は厚生年金の報酬記録を分ける制度。

総合解説: 『記録の分割』と『年金受給資格の付与』を混同しない。

正解 イ

- ア: 5年。
- イ: 厚生年金保険法92条に基づき年金の基本権は原則5年。
- ウ: 5年。
- エ: 時効制度がある。

総合解説: 実際の年金給付では時効の援用取扱い等もあるが、法定期間は5年が基本。

問題 0149 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

障害認定日に障害厚生年金の要件を満たしていた者が長期間請求していなかった場合、遡って受け取れる年金について正しいものはどれか。

- ア. 20年前の障害認定日まで必ず全額無制限に遡及する。
- イ. 障害認定日の翌月まで遡る権利があっても、実際に遡及して受けられる年金は時効により原則5年分が限度となる。
- ウ. 請求が遅れた場合は過去分を一切受けられない。
- エ. 事後重症請求も障害認定日まで5年遡及する。

正解 イ

- ア: 原則5年分限度。
- イ: 認定日請求にも各支分権の時効が作用。
- ウ: 5年分は遡及し得る。
- エ: 事後重症は請求翌月から。

総合解説: 認定日請求と事後重症請求の支給開始の違いも同時に整理する。

問題 0150 5-6 併給・在職・離婚分割等 / 離婚分割・時効・不服申立て 難易度 2

厚生年金保険の資格・標準報酬に関する処分に不服がある場合の審査請求について正しいものはどれか。

- ア. 処分を知った日から5年以内なら資格処分にも必ず審査請求できる。
- イ. 原則として処分を知った日の翌日から3か月以内に社会保険審査官へ請求し、資格・標準報酬処分は処分日の翌日から2年を経過すると原則請求できない。
- ウ. 資格・標準報酬の処分は社会保険審査制度の対象外。
- エ. 処分日の翌日から2年間は審査請求をしてはならない。

正解 イ

- ア: 原則3か月、さらに資格等は2年絶対期間。
- イ: 3か月の主観的期間と2年の絶対期間を併せて確認。
- ウ: 対象となる。
- エ: 2年は待機期間ではなく絶対的な上限。

総合解説: 年金記録の訂正請求には原則請求期限がないなど、審査請求とは制度が異なる。